

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	121 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	94 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	93 件
国民年金関係	46 件
厚生年金関係	47 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月  
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 1 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間直後の同年 5 月から 51 年 3 月までの期間の保険料を 50 年 10 月に一括して現年度納付していることが当該期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該期間の保険料を未納のままにしていたとは考えにくいこと、上記被保険者名簿には、50 年 4 月欄に斜線が引かれ、記事欄に「50 年 5 月より納付書発行」と記載されているものの、資格取得日は上記被保険者名簿、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳に 50 年 4 月 29 日（当該資格取得日は平成 21 年 3 月に昭和 50 年 4 月 30 日に記録訂正されている。）と記載されているほか、特殊台帳の 50 年 3 月欄に「この月まで納付不要」と記載されていることから、適切な時期に適正な事務処理が行われたものと考えるのが相当であり、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、戸籍の附票により、申立人は、当該期間の前の昭和 59 年 1 月に現在居住している市に転居したことが確認できるが、国民年金の住所変更手続については 62 年 12 月 3 日に行っていることがオンライン記録で確認でき、当該手続時点までは当該市において申立人に対して納付書が送付されていな

かったと考えられること、申立人は当該手続当時の 62 年 12 月 24 日に過年度納付することが可能であった 60 年 10 月分までの保険料を遡って納付しており、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで  
② 昭和56年4月から59年3月まで

私の元妻は、私がか社を退職した後に夫婦二人の国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②の保険料は、元妻と復縁した昭和58年7月以降に、数回に分割して元妻に納付してもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和53年12月から平成8年4月までの国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間内の昭和54年10月から同年11月頃に元妻と連番で払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することは可能であったこと、当該払出時点で過年度保険料となる当該期間直前の53年12月から54年3月までの保険料を過年度納付していること、当該期間の夫婦の保険料を納付していたとする申立人の元妻は、上記の53年12月から54年3月までの過年度保険料に加えて当該期間の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人は、元妻と復縁した58年7月以後に元妻に遡って保険料を納付してもらったはずと説明しており、当該期間直後の59年5月10日現在で作成された年度別納付状況リストでは、申立人は申立期間②の全期間が未納と記録され、元妻は申立期間②のうち昭和56年度及び57年度は納付済みとなっており、58年度のみ申立人と同じく未納と記録されている。ただし、現在のオンライン記録では、申立人は当該リストと同じく申立期間

②は全て未納となっているが、元妻は 58 年度について未納から納付済みに記録が変更されていることが確認できることから、元妻は納付時期は不明であるが、当該年度の保険料を当該リストが作成された 59 年 5 月以降に過年度納付したものと考えられ、当該過年度納付時点で申立人についても当該期間のうち少なくとも 58 年度の保険料は過年度納付が可能であったこと、当該期間後の 59 年 4 月以降の保険料は、夫婦共に納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人及びその元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を元妻に依頼して過年度納付してもらった時期、回数及び納付額に関して記憶が曖昧であること、申立人が復縁し、元妻が自身の昭和 58 年度の保険料を過年度納付したとみられる 59 年 5 月以降の時点では、当該期間のうち 56 年度は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間の保険料を納付したとする元妻から保険料の納付状況等について聴取することが困難なため、当時の状況が不明であることなど、申立人及びその元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月  
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、20 歳になる頃に国民年金の加入勧奨を受けたのをきっかけに国民年金に加入し、加入後は市役所出張所で国民年金保険料を納付していた。結婚後は、申請免除を受けた昭和 59 年度及び 60 年度を除き、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③及び④の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 2 か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の所持する年金手帳の検認記録及び領収証書から、当該期間前の昭和 41 年度から 44 年度まで及び当該期間後の 47 年度及び 48 年度の保険料は全て現年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間内の昭和 37 年 5 月に払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料の一部は過年度納付をすることが必要となるが、申立人から当該期間の保険料の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であること、申立人が当該期間当時から居住する市を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金被保険者台帳、年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月作成）及びオンライン記録の保険料の納付状況を示す資料等において、いずれも当該期間の保険料は未納とされており、整合し

ていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③及び④について、申立人の妻がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻後は保険料の納付に関与しておらず、婚姻後の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間③については、前年の所得額が保険料免除基準を超えていたために免除の承認がされなかったと主張しているが、当該期間直前の昭和 57 年 12 月に申立人が交通事故に遭い就労不能となっていたと説明しており、当時、保険料免除基準の運用に当たっては、申請時の所得状況が前年度の所得状況と著しく異なるときは、その事情を考慮して認定することとされていたことから、当該期間が申請免除期間とされていることに不自然、不合理な点は見られない。さらに、申立期間④については、申立人及びその妻は、昭和 59 年度及び 60 年度の「国民年金保険料免除申請承認通知書」をそれぞれ所持しており、妻は、この両年度以外には免除申請を行った記憶は無いと説明しているが、オンライン記録では、当該期間を含む 59 年度から 62 年度までの各年度について免除申請日、免除対象期間及び処理年月日が確認でき、これらの日付及び期間は 4 年度とも夫婦同一となっているほか、59 年度及び 60 年度については、夫婦が所持する上記通知書に記載されているものと一致していることなど、当該期間が申請免除期間と記録されていることに不自然、不合理な点は見られず、申立人の妻がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 11009

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年9月まで  
私は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、20歳の誕生月翌月の昭和49年\*月に払い出され、申立人は、同年5月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所に変更は無く、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から同年9月まで  
② 昭和53年10月から58年3月まで

私が昭和53年10月に家業に就いて数年たった頃、私の母が私の国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員に勧められて、過去の未納期間の国民年金保険料として約14万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間については、申立人は、申立期間②直後から現在に至るまで国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された59年7月時点では、57年4月まで遡って保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の母親が納付したとする保険料の額は、上記手帳記号番号払出時点で過年度保険料となる昭和57年度及び58年度の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和53年10月から57年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付月数に関する記憶が曖昧であり、上記手帳記号番号払出時点では、57年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 11011

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から同年12月まで  
私は、平成10年10月に会社を退職した後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替を行った。その際、当月分の国民年金保険料1万3,000円くらいを納付し、厚生年金保険に加入するまで、母に依頼して保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人が納付したとする1か月分の国民年金保険料の額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間当時に申立人が居住していた市では、申立期間に係る資格取得記録の入力処理年月日は不明であるが、同資格喪失記録は平成11年1月20日に入力処理されていると説明しており、遅くとも当該処理日以前には資格取得手続きが行われていたと考えられることから、申立人及びその母親が申立期間の保険料を現年度納付することは可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に夫の転勤に伴って転居し、転居先の市役所で 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を一括で納付した。その後は 50 年 10 月に転居するまで、3 か月ごとに送付される納付書により市役所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和 39 年 4 月から 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和 48 年 4 月に転居した後、同月から 12 月までの保険料を納付し、その後 3 か月ごとに送付された納付書により市役所で保険料を納付していたと説明しており、申立人が所持する領収証書により申立人は 48 年 6 月 28 日に同年 4 月から 12 月までの保険料を一括納付していることが確認できるほか、その後の納付書による納付方法は、申立期間当時に申立人が居住していた市で行われていた保険料の納付方法と合致していること、申立期間の前後の期間を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から同年8月までの期間及び平成6年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から同年8月まで  
② 平成6年9月から同年11月まで

私の妻は、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ4か月及び3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年12月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間直前の61年4月の保険料は同年10月に現年度納付されていることが確認できるほか、申立人の所持する年金手帳の国民年金の資格得喪欄には、58年12月21日に強制で資格取得し、61年9月1日に資格喪失していることが記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立人が平成6年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の同年10月に自身の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、同年11月に当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できるほか、夫婦の保険料の納付日が確認できる8年7月以降の夫婦の保険料は全て同一日であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで  
② 昭和41年10月から同年12月まで

私は、公団住宅の抽選に当選した昭和41年10月頃に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は公団住宅の抽選に当選した昭和41年10月頃に当該期間の国民年金保険料を遡って納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年7月25日に払い出され、この払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の同年4月から同年9月までの保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は当該期間の保険料は申立期間①の保険料を納付した昭和41年10月頃に区役所で納付書により納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区の現年度保険料の収納は印紙検認方式であり、当時の納付方法と相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで  
私は、申立期間直後の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料を3年8月29日に納付したことを示す領収証書を所持している。それ以前の国民年金保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年4月頃に払い出され、申立期間直前の期間の保険料は3年4月に過年度納付されており、この納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで  
② 昭和49年1月から同年12月まで

私は、義父が個人経営する会社に勤務する夫と結婚することになったため、会社を退職し、昭和47年2月頃に国民年金の加入手続を行って、その後は夫と二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間②前後の保険料は納付済みである。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年2月頃の時点以降、保険料を現年度納付することが可能な期間であるほか、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間①及び②の自身の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私の妻は、昭和 56 年 2 月に市役所の職員から勧められて、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間より前の昭和56年2月18日に任意加入しており、当該期間直前の同年同月及び同年3月の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の保険料と一緒に自身の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、申立人及びその妻自身の当該期間の保険料と一緒に納付した記憶並びに申立期間の保険料の納付額及び納付場所についての記憶が曖昧である。また、オンライン記録によると、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失した昭和59年1月より後の同年11月6日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該作成時点からは当該期間に係る過年度納付書が作成されたものと考えられるが、妻は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年3月まで  
② 昭和39年4月から40年3月まで  
③ 昭和42年4月から43年3月まで  
④ 昭和44年10月から45年6月まで  
⑤ 昭和45年10月から同年12月まで  
⑥ 昭和46年10月から47年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに区役所で国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間①については、厚生年金保険の被保険者期間であったが、その間も母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が還付とされておらず、また申立期間②、③、④、⑤及び⑥の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④、⑤及び⑥については、それぞれ9か月、3か月及び6か月と短期間であり、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、申立人の母親が申立期間の保険料を両親の分と一緒に納付していたと説明しており、申立人及びその父親の特殊台帳によると、申立期間④直前の保険料は昭和44年9月に、申立期間④と申立期間⑤の間の保険料は45年9月にそれぞれ現年度納付されていること、申立期間⑤と申立期間⑥の間の期間及び申立期間⑥直後から納付記録が比較できる47年9月までの期間の保険料については、納付月は不明であるものの、それぞれ現年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人の母親が申立期間の保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、国民年金手帳の交付時期、保険料の納付方法、納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、申立期間①のうち38年2月及び同年3月の保険料は時効により納付することができず、申立人の特殊台帳によると、申立期間②直後の40年度の保険料が41年7月5日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②及び③については、申立人及びその父親の特殊台帳によると、申立期間②と申立期間③の間の40、41年度の保険料は、申立人は過年度納付で、父親は現年度納付でそれぞれ納付していることが確認でき、申立期間③直後の43年4月から同年9月までの保険料も、申立人は44年3月に、父親は43年9月に納付していることが確認でき、申立人と父親の納付時期が異なっていることなど、母親が申立人の申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 51 年頃に国民年金に加入した後、町役場から 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付することについて通知が来たので、20 歳から未納であった保険料を 1 年以上かけて分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料に未納が無い。また、申立期間は 3 か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立人が 20 歳に到達した昭和 46 年\*月から申立期間直前の 49 年 3 月までの期間及び申立期間直後の同年 7 月から 51 年 3 月までの期間の保険料を第 3 回特例納付により遡って納付していることが確認でき、申立期間前後の 52 か月分の保険料を特例納付しながら、申立期間の 3 か月分のみを納付しなかったとするのは不自然であること、申立期間についても特例納付用の納付書が交付されていたものと推察されることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付により納付されたとされているが、申立期間当時、夫婦一緒に国民年金に加入して妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間の保険料は重複納付となっている。申立期間の保険料が特例納付により納付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間及び昭和39年4月から40年6月までの期間の39か月分の国民年金保険料は、第3回特例納付により納付済みとなっていることがオンライン記録及び特殊台帳の記載内容から確認できる。

当該納付済みの申立期間の保険料について、申立人は、申立期間当時は夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和37年3月に妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当時団地内で夫婦で店を営んでおり、団地内の町出張所で、最初に1年分の保険料を、その後は3か月分の保険料を印紙で納付をしていたと説明しており、その内容は具体的であること、当時当該団地内に町の出張所が置かれ、保険料の収納取扱いを行っていたことが確認でき、納付したとする保険料の金額も申立期間の夫婦二人分の保険料額と一致し、当時の状況と合致していること、妻の申立期間の自身の保険料は納付済みであること（当委員会の決定に基づき納付記録の訂正が行われている。）など、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年4月まで

私は、会社を退職した平成3年3月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、1年以上も保険料を未納にした記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成4年4月については、申立人の国民年金手帳の記号番号は6年5月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の4年5月以降の保険料が過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち平成3年3月から4年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した3年3月に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は、上記のとおり6年5月に払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人は3年6月20日に別の会社を退職した際に、区役所窓口で「6月分の保険料は日割計算」と言われたと説明しているが、保険料は月単位の納付であり当時の保険料の納付方法と相違していること、申立期間当時に申立人が納付したとする保険料月額は当時の保険料額と相違していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から平成2年3月まで  
② 平成2年6月

私の元妻は、婚姻後の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年9月頃及び平成4年4月頃の2回払い出されており、現在は、厚生年金保険の記号番号である基礎年金番号に統合されている。

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人の2回目の手帳記号番号は上記のとおり平成4年4月頃に払い出され、申立人は、2年4月以降、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が所持する領収証書から、当該期間直前の2年4月及び同年5月の保険料は4年5月7日に過年度納付されていることが確認できること、当該期間直後の2年7月分の保険料の納付書は4年5月11日に発行され、同年8月31日に納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の1回目の手帳記号番号は昭和45年9月頃に払い出されているが、申立人は48年12月6日に被保険者資格を喪失したままになっていることが特殊台帳及びオンライン記録から確認でき、当該期間は未加入期間とされていたこと、2回目の手帳記号番号払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料

を納付することができない期間であることなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年4月まで  
② 昭和49年5月から49年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の検認印が押された国民年金手帳を所持している。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付記録が記載された国民年金手帳を所持しており、当該手帳の昭和48年度の印紙検認記録のページには、48年8月から49年3月までの期間の保険料を納付したとする申立人が当時居住していた町のゴム印が押され、49年度のページには、49年4月から同年9月までの期間の保険料を納付したとする申立人が住民票を異動させた町の検認印が押されていることが確認できる。

また、申立期間②について、上記の国民年金手帳から、申立人が昭和49年5月20日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人とその元夫との婚姻日は49年9月である上、元夫は、当該期間は被用者年金の被保険者ではないなど、当該期間が未加入期間とされる合理的な理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間のうち、昭和49年9月については、申立人は厚生年金保険加入期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 10 月から 10 年 3 月まで  
② 平成 10 年 8 月

私は、結婚を契機に国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった 1 年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後は、夫の分と一緒に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であり、申立人の基礎年金番号は平成 10 年 5 月に付番されており、申立人は同年 4 月以降、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、当該付番時点では、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻後間もなく国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の基礎年金番号が付番されたのは上記のとおり平成 10 年 5 月であり、申立人は加入手続時期の記憶が曖昧であるほか、申立人は保険料をまとめて納付したのは 1 回だけであり、その額は 20 万円に満たなかったと説明しているが、オンライン記録から平成 12 年 10 月に申立期間②直後の 10 年 9 月及び同年 10 月並びに 11 年 12 月から 12 年 10 月までの期間の保険料をまとめて納付していることが確認でき、その保険料額は申立人が納付したとする 20 万円には満たなかったとする金額とおおむね一致しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、婚姻を契機に国民年金に任意加入し、夫の転勤で転居した後も、第3号被保険者に切り替わる直前の昭和61年3月まで近所の郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料を未納無く納付しており、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、昭和55年11月に国民年金に任意加入して以降、新国民年金法の施行に伴う第3号被保険者資格を61年4月に取得するまで継続して国民年金に任意加入しており、オンライン記録によると、同年同月からの第3号被保険者の資格取得に係る入力処理日が同年同月23日であることから、申立人は適切に第3号被保険者の資格取得に係る手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 2 年 3 月まで

私は、平成 3 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付について相談した上で、未納期間の保険料を分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間の保険料は現年度納付及び過年度納付により納付されていることが国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、申立人は、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、送られてきた過年度納付書で近くの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、送付された申立期間の保険料の過年度納付書により金融機関で納付していたと説明しており、申立期間に係る保険料の過年度納付書が昭和 62 年 6 月 5 日に作成されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間直前の 60 年 1 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を 62 年 4 月 30 日に納付していることがオンライン記録及び申立人から提出された領収証書で確認できること、申立人が納付したとする金融機関の支店は、当時開設されており、保険料収納取扱いを行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年2月まで

私は、申立期間当時、自宅に集金人が来たので申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間直前の保険料を平成9年8月25日に現年度納付し、申立期間直後の10年3月以降の免除申請を同年4月21日に行っていることがオンライン記録で確認でき、当該申請時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は集金人に保険料を一括で納付したと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、当時国民年金推進員が現年度保険料の徴収を行っていたこと、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年8月まで

私の母は、平成3年4月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間当時は上京して大学に通学していたが、保険料の納付書を実家に送り母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月については、当該期間直前の3年4月から4年2月までの国民年金保険料は納付済みであることがオンライン記録で確認でき、申立人が4年2月に転居した後も申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間を含む平成3年度の納付書を受け取り、保険料を納付していたものと考えられるなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年4月から同年8月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は当該期間の保険料の納付等に関する記憶が曖昧であること、申立期間直後の4年9月の保険料は6年10月に過年度納付されていることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から56年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きをしてくれ、昭和56年4月に再就職した後、私は、父親から年金手帳と申立期間の納付書を受け取り、納付していなかった国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和56年4月に再就職した後、父親から年金手帳と申立期間の納付書を受け取り、納付していなかった保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年7月に払い出され、56年4月に再就職した後1年数か月の間は申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立人は、父親が依頼して作成してもらった分割納付書で申立期間の保険料を毎月納付したと説明しており、その内容は具体的であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月の付加保険料を含む国民年金保険料及び57年4月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年3月  
② 昭和57年4月

私は、昭和53年7月に会社を退職した後、国民年金に加入し、加入当初から付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間①については付加保険料を含む国民年金保険料が、申立期間②については付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は1か月の短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付されているほか、申立人が申立期間当時に居住していた市では、付加保険料の納付の申出をした被保険者に対して、付加保険料を含む保険料を3か月ごとに徴収していたことが当時の領収証書で確認でき、当該期間の保険料と一緒に納付することになる当該期間直前の2か月の付加保険料を含む保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間前の昭和54年4月から57年3月までの3年間の保険料は継続して付加保険料を含めて納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月及び同年3月  
② 平成9年6月

私は、会社を退職したときには国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間①については、自身で加入手続きを行い、申立期間②については、私の妻が夫婦の第1号被保険者への種別変更手続きを行い、二人分の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う自身の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを平成10年3月16日に行い、同年6月に当該期間の自身の保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の国民年金の加入手続き、納付場所及び納付額に関する記憶が無いと説明している。また、当該期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持している年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、当該期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、この付番時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年6

月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表（賞与台帳）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に、当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出せず、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件47件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17688		女	昭和48年生		平成17年11月30日	30万 1,000円
					平成18年6月20日	26万 1,000円
17689		男	昭和42年生		平成17年11月30日	44万 4,000円
					平成18年6月20日	42万 3,000円
					平成18年11月30日	46万 5,000円
					平成20年6月20日	41万 7,000円
17690		男	昭和34年生		平成16年1月28日	150万 円
					平成18年1月27日	150万 円
					平成19年1月29日	150万 円
					平成20年1月28日	150万 円
17691		男	昭和24年生		平成17年11月30日	60万 5,000円
					平成18年6月20日	53万 8,000円
					平成18年11月30日	60万 6,000円
					平成20年6月20日	51万 円
17692		男	昭和55年生		平成17年11月30日	32万 1,000円
					平成18年6月20日	30万 9,000円
					平成18年11月30日	40万 円
					平成20年6月20日	30万 7,000円
17693		男	昭和35年生		平成17年11月30日	51万 1,000円
					平成18年6月20日	48万 5,000円
					平成18年11月30日	56万 円
					平成20年6月20日	47万 8,000円
17694		男	昭和60年生		平成20年6月20日	5万 円
17695		男	昭和35年生		平成17年11月30日	50万 4,000円
					平成18年6月20日	46万 1,000円
					平成18年11月30日	54万 円
					平成20年6月20日	45万 2,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17696		男	昭和48年生		平成17年11月30日	33万 8,000円
					平成18年6月20日	34万 7,000円
					平成18年11月30日	38万 9,000円
					平成20年6月20日	34万 8,000円
17697		男	昭和42年生		平成17年11月30日	44万 8,000円
					平成18年6月20日	42万 4,000円
					平成18年11月30日	49万 4,000円
					平成20年6月20日	43万 8,000円
17698		女	昭和46年生		平成17年11月30日	33万 7,000円
					平成18年6月20日	32万 5,000円
					平成18年11月30日	35万 2,000円
17699		男	昭和23年生		平成17年11月30日	48万 3,000円
					平成18年6月20日	42万 9,000円
					平成18年11月30日	48万 2,000円
17700		女	昭和57年生		平成18年11月30日	5万 円
					平成19年6月20日	20万 5,000円
					平成19年11月30日	20万 9,000円
					平成20年6月20日	21万 円
17701		男	昭和48年生		平成17年11月30日	38万 5,000円
					平成18年6月20日	36万 7,000円
					平成18年11月30日	40万 2,000円
					平成20年6月20日	36万 4,000円
17702		男	昭和34年生		平成17年11月30日	49万 2,000円
					平成18年6月20日	47万 5,000円
					平成18年11月30日	52万 5,000円
					平成20年6月20日	44万 9,000円
17703		男	昭和47年生		平成17年11月30日	37万 9,000円
					平成18年6月20日	35万 2,000円
					平成18年11月30日	39万 2,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17704		男	昭和38年生		平成17年11月30日	47万 8,000円
					平成18年6月20日	44万 5,000円
					平成18年11月30日	54万 円
					平成20年6月20日	45万 6,000円
17705		男	昭和41年生		平成17年11月30日	35万 7,000円
					平成18年6月20日	36万 9,000円
					平成18年11月30日	39万 1,000円
					平成20年6月20日	33万 9,000円
17706		男	昭和50年生		平成17年11月30日	34万 7,000円
					平成18年6月20日	29万 1,000円
					平成18年11月30日	43万 5,000円
					平成20年6月20日	36万 4,000円
17707		男	昭和43年生		平成17年11月30日	46万 9,000円
					平成18年6月20日	42万 8,000円
					平成18年11月30日	49万 9,000円
					平成20年6月20日	43万 2,000円
17708		男	昭和48年生		平成17年11月30日	9万 6,000円
17709		男	昭和55年生		平成18年11月30日	9万 9,000円
					平成19年6月20日	24万 円
					平成19年11月30日	26万 8,000円
					平成20年6月20日	25万 8,000円
17710		男	昭和49年生		平成17年11月30日	32万 2,000円
					平成18年6月20日	31万 1,000円
					平成18年11月30日	42万 1,000円
					平成20年6月20日	31万 6,000円
17711		女	昭和58年生		平成19年6月20日	9万 5,000円
					平成19年11月30日	23万 7,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17712		男	昭和47年生		平成17年11月30日	34万 6,000円
					平成18年6月20日	36万 1,000円
					平成18年11月30日	31万 1,000円
					平成20年6月20日	32万 2,000円
17713		男	昭和38年生		平成16年1月28日	150万 円
					平成18年1月27日	150万 円
					平成19年1月29日	150万 円
					平成20年1月28日	150万 円
17714		男	昭和44年生		平成17年11月30日	45万 5,000円
					平成18年6月20日	41万 5,000円
					平成18年11月30日	47万 7,000円
					平成20年6月20日	38万 1,000円
17715		女	昭和56年生		平成19年6月20日	5万 円
					平成19年11月30日	21万 2,000円
					平成20年6月20日	20万 4,000円
17716		男	昭和51年生		平成17年11月30日	9万 5,000円
					平成18年6月20日	30万 1,000円
					平成18年11月30日	30万 5,000円
					平成20年6月20日	30万 1,000円
17717		女	昭和24年生		平成17年11月30日	43万 8,000円
					平成18年6月20日	40万 1,000円
					平成18年11月30日	48万 8,000円
					平成20年6月20日	39万 9,000円
17718		女	昭和51年生		平成17年11月30日	5万 円
					平成18年6月20日	15万 3,000円
					平成18年11月30日	25万 2,000円
					平成20年6月20日	24万 5,000円
17719		男	昭和53年生		平成17年11月30日	36万 2,000円
					平成18年6月20日	34万 1,000円
					平成18年11月30日	39万 3,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17720		男	昭和46年生		平成17年11月30日	33万 2,000円
					平成18年6月20日	34万 2,000円
					平成18年11月30日	38万 円
					平成20年6月20日	33万 4,000円
17721		女	昭和58年生		平成17年11月30日	25万 円
					平成18年6月20日	24万 7,000円
					平成18年11月30日	33万 6,000円
					平成20年6月20日	26万 5,000円
17722		男	昭和32年生		平成16年1月28日	150万 円
					平成18年1月27日	150万 円
					平成19年1月29日	150万 円
					平成20年1月28日	150万 円
17723		男	昭和54年生		平成17年11月30日	29万 7,000円
					平成18年6月20日	31万 6,000円
					平成18年11月30日	35万 5,000円
					平成20年6月20日	32万 9,000円
17724		女	昭和59年生		平成18年11月30日	9万 9,000円
					平成20年6月20日	24万 2,000円
17725		男	昭和43年生		平成17年11月30日	42万 4,000円
					平成18年6月20日	38万 5,000円
					平成18年11月30日	47万 6,000円
					平成20年6月20日	37万 8,000円
17726		女	昭和51年生		平成17年11月30日	31万 8,000円
17727		男	昭和53年生		平成17年11月30日	36万 9,000円
					平成18年6月20日	34万 円
					平成18年11月30日	44万 2,000円
					平成20年6月20日	36万 5,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17728		男	昭和40年生		平成17年11月30日	14万 8,000円
					平成18年6月20日	36万 9,000円
					平成18年11月30日	41万 4,000円
					平成20年6月20日	38万 7,000円
17729		男	昭和49年生		平成17年11月30日	33万 1,000円
					平成18年6月20日	32万 1,000円
					平成18年11月30日	38万 7,000円
					平成20年6月20日	35万 円
17730		女	昭和43年生		平成17年11月30日	30万 2,000円
					平成18年6月20日	27万 9,000円
					平成18年11月30日	35万 5,000円
					平成20年6月20日	32万 3,000円
17731		男	昭和45年生		平成17年11月30日	44万 6,000円
					平成18年6月20日	42万 4,000円
					平成18年11月30日	52万 6,000円
17732		男	昭和25年生		平成16年1月28日	150万 円
					平成18年1月27日	150万 円
					平成19年1月29日	150万 円
					平成20年1月28日	150万 円
17733		女	昭和52年生		平成17年11月30日	5万 円
					平成18年6月20日	21万 2,000円
					平成18年11月30日	25万 3,000円
					平成20年6月20日	25万 6,000円
17734		女	昭和50年生		平成17年11月30日	34万 4,000円
					平成18年6月20日	28万 7,000円
					平成18年11月30日	39万 7,000円
					平成20年6月20日	33万 8,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月31日、18年7月21日及び同年12月31日は28万円、19年7月31日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日  
② 平成18年7月21日  
③ 平成18年12月31日  
④ 平成19年7月31日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。一部期間の賞与の支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C区役所から提出された申立人に係る平成18年度（17年分）特別区民税・都民税所得回答書及び申立人から提出された預金通帳明細により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記特別区民税・都民税所得回答書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②、③及び④について、申立人から提出された支給明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記支給明細書において確認できる支給額及び保険料控除額から、平成18年7月21日及び同年12月31日は28万円、19年7月

31日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された給与明細一覧表（賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（50万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、「申立人を平成19年12月11日付けで定年退職とし、同年12月12日付けで再雇用しているところ、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出する時点では、申立人の新たな被保険者整理番号が決定されていないこともあり、当該賞与支払届においては、再雇用前の被保険者整理番号で、同年12月26日に資格喪失届及び資格取得届と同時に申立期間の賞与支払届を提出した。」と回答しており、当該回答は、年金事務所で保管している資格喪失届、資格取得届及び賞与支払届において確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失届及び資格取得届の処理が平成19年12月26日にされており、また、年金事務所で保管している賞与支払届の申立人の欄には、申立人が資格喪失していることを示すと思われるふせんが添付されており、申立人に係る標準賞与額は記録されていない。

また、年金事務所に対し、定年再雇用に伴う資格喪失届、資格取得届及び賞与支払届が再雇用前の被保険者整理番号で同時に提出された場合の処理方法に

ついて確認したところ、「賞与の処理を行ったときに、資格喪失の処理がされていれば、資格喪失後の賞与の支払ということで処理がされず、その者が除かれた標準賞与額決定通知書を事業所に送付しており、特に事業所には連絡していない。」と回答している。

さらに、日本年金機構にも同様の確認をしたところ、「同一人に関する取得届、喪失届及び賞与支払届が同時に提出される頻度はごくまれであり、業務処理マニュアルには無く、担当職員の裁量に任せられる部分が多い。しかしながら、資格喪失前の整理番号で賞与支払届が提出され、処理が完了できなかったときは、資格記録を閲覧した上で原因を特定する場合や、届出内容の補正の要否・届出そのものが必要か否かの分析、内容によっては事業所担当者と協議するなどといった対応を行うこととしているものの、本件については特段の対応を行った経過は確認できない。」と回答している。

これらの事実からみて、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人の再雇用後の被保険者整理番号として記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び給与明細一覧表（賞与）における賞与額から、50万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人の申立期間における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 117 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 17 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。申立期間の賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与支給台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額（117 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る健康保険組合の加入記録によると、申立期間の標準賞与額は 117 万 8,000 円と記録されている。

さらに、A社は、「申立人を平成 17 年 5 月 31 日付けで定年退職とし、同年 6 月 1 日付けで再雇用しているところ、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出する時点では、申立人の新たな被保険者整理番号が決定されていないこともあり、再雇用前の被保険者整理番号で、同年 6 月 30 日にフロッピーディスクにより、資格喪失届及び資格取得届と同時に申立期間の賞与支払届を提出した。」と回答しており、当該回答は、同社が保存している資格喪失確認通知書、資格取得確認通知書及び標準賞与額決定通知書において確認できる。

一方、オンライン記録によると、平成 17 年 7 月 4 日付けで申立期間の標準賞与額が取り消されており、資格喪失及び資格取得の処理日も、同日付けとされていることが確認できる。

このことについて、年金事務所に照会したところ、「資格喪失届を処理する前に賞与

の処理を行ったため、喪失前の被保険者整理番号が記載された標準賞与額決定通知書が出力されて、事業所に送付されてしまった。その後、資格喪失の処理をするために、標準賞与額の取消処理をしたが、再雇用前の被保険者整理番号で出力された標準賞与額決定通知書については、事業所に連絡の上、回収すべきだったかもしれない。」と回答している。また、併せて、定年再雇用に伴う資格喪失届、資格取得届及び賞与支払届が再雇用前の被保険者整理番号で同時に提出された場合の処理方法について確認したところ、「同一人に関する取得届、喪失届及び賞与支払届が同時に提出される頻度はごくまれであり、業務処理マニュアルには無く、担当職員の裁量に任せられる部分が多い。しかしながら、資格喪失前の整理番号で賞与支払届が提出され、処理が完了できなかったときは、資格記録を閲覧した上で原因を特定する場合や、届出内容の補正の要否・届出そのものが必要か否かの分析、内容によっては事業所担当者と協議するなどといった対応を行うこととしている。」と回答している。

これらの事実からみて、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人の再雇用後の被保険者整理番号として記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支給台帳における賞与額から、117万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 7 日から同年 9 月 20 日まで  
② 昭和 31 年 11 月 17 日から 39 年 5 月 1 日まで

65 歳になり、区役所に年金受給の相談に行った際に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、脱退手当金のことは知らず、請求したことも受給した記憶も無いので、調べてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立期間と未請求となっている2回の被保険者期間は、いずれも、A社の被保険者期間であり、同社から提出された申立人に係る被保険者台帳には、これらの期間はいずれも同一ページに記載されていることから、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間と未請求となっている2回の被保険者期間は、社会保険事務所（当時）では、同一の被保険者記号番号で管理されている上、A社に係る事業所別被保険者名簿においては、同一事業所であることから申立期間と未請求となっている2回の被保険者期間は一緒に管理されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においては、申立期間①の昭和 30 年 3 月 7 日から申立期間②のうちの 32 年 9 月 30 日までの期間が、未請求となっている2回の被保険者期間も含めて漏れなく記載されていることを踏まえると、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間と未請求となっている2回の被保険者期間は、いずれも、A社の被保険者期間であることから、申立人が、申立期間の間にある2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から39年11月21日まで  
年金記録を確認した際、脱退手当金を受給していることを初めて知った。しかし、退職時には会社側から脱退手当金についての説明は無く、受け取った記憶も無い。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであり、事業主が、申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と831円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 3 日から 40 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 15 日から同年 4 月 2 日まで  
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで  
④ 昭和 43 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで  
⑤ 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 5 か月後の昭和 46 年 5 月 21 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間前後の被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、最初の被保険者期間及び支給日より近い被保険者期間の 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間である 5 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と 70 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年12月31日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年12月31日より後の9年2月19日付けで、8年4月に遡って15万円の随時改定が行われ、同年10月1日に15万円の定時決定が行われていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間において、A社における厚生年金保険被保険者は申立人一人であることが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本では、申立人は役員で、また、申立人は、「所長として営業、現場監理、人や物の管理をしていた。経理等は事業主である父親が行い、母親が手伝っていたため、保険料について説明を受けたことは無く、標準報酬月額の減額について同意もしていない。」旨供述していることから、同社において申立人が社会保険の届出事務等に権限を有していなかったものとするのが妥当である。

さらに、申立人は、「平成7年頃からA社の経営が悪化していた。」と供述しており、同社に勤務していた従業員は、「平成7年7月及び同年8月の給与が未払であった。」と供述していることから、社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

このことについて、A社の代表者に、同社における社会保険事務の責任者等について照会を行ったが回答は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所

でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って処理する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の平成 18 年 6 月から 19 年 6 月までは 17 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 20 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち 18 年 6 月 26 日から 19 年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 18 年 6 月から同年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 26 日から 19 年 12 月 1 日まで  
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。確認のため会計事務所から取り寄せた資料を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額で認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 6 月から 19 年 6 月までの標準報酬月額については、社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる保険料控除額から、18

年6月から同年8月までは20万円、同年9月から19年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年7月から同年11月までの標準報酬月額については、社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、事後訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月1日から同年9月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がB健康保険組合の加入員記録と相違している。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されているところ、B健康保険組合の加入記録によると、平成16年3月の随時改定により41万円となったことが確認できる。

また、B健康保険組合は、被保険者資格の取得等各種届出について、磁気媒体を使用し、社会保険事務所に届け出た旨供述しているところ、年金事務所では当時の資料を保有していないと回答していることから届出の事実を確認することはできないが、申立期間以外の申立人に係るオンライン記録と上記健康保険組合の加入記録が全て一致していることから、申立期間の標準報酬月額についても社会保険事務所に同一のものが届け出られていたものとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年5月1日から11年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を10年5月から同年9月までは20万円、同年10月から11年9月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から11年11月1日まで  
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年5月から11年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、10年5月から同年9月までは20万円、同年10月から11年9月までは44万円と記録されていたところ、同年10月1日付けで9万2,000円に遡って減額訂正処理されており、同社の事業主を含む3人についても、標準報酬月額が同様に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間のうち大部分の期間において、取締役であったことが確認でき、同社に係る滞納処分票により、申立人が社会保険事務所との窓口として対応し、上記減額訂正処理が行われた記録が確認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険関係に限らず全ての事案について事業主と監査役によって決められ、当該減額訂正処理についても、事業主の指示を受けて、監査役の承諾をもらい、その後、事業主に代表者印を押してもらっていた旨供述していることから、申立人は社会保険の届出事務に権限を有していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成11年10月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、

10年5月から同年9月までは20万円、同年10月から11年9月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年9月から10年4月まで及び11年10月に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当該期間に申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、さらに、A社の当時の事業主、役員及び従業員から供述を得ることができないことなどから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年7月から同年10月までは13万4,000円、同年11月は12万6,000円、10年11月から11年3月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から11年4月7日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低くなっている。調査して、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年7月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、B社（A社の承継会社）から提出された申立人に係る同年分の所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、同年7月から同年10月までは13万4,000円、同年11月は12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成10年11月から11年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人及びB社は給料支払明細書等の保険料控除が確認できる資料を保管していないが、申立人のA社の離職時における雇用保険受給資格者証の賃金日額（6,833円）から算出した離職前6か月の報酬月額は、おおむね20万円であることが推認でき

る。

さらに、申立人と同様の職種に従事し、同程度の給与額であったと述べている同僚から提出された平成10年11月から11年3月までの給料支払明細書によると、標準報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、申立期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年12月から10年10月までの期間については、B社から提出された申立人に係る出金伝票及び振替伝票において申立人の手取り額は確認できるものの、当該額は、同社から提出されたA社の総勘定元帳に記載された給与額と同額であることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年1月1日から同年4月19日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から11年4月19日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額と比べて低くなっている。申立期間も給与の減額は無かったので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成11年1月から同年3月までについて、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成11年4月19日）付けで、申立人を含む9名の従業員の標準報酬月額が、9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社の上記従業員のうち2名は、「申立期間当時、給料が10万円前後であったことはない。また、同社は資金繰りが苦しく、社会保険を脱退する旨の説明を会社から受けた。」と述べていることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月19日付けで行われた上記標準報酬月額の減額処理は、事実を即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額処理する合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年7月から10年12月までの期間について、オンライン記録によると、6年7月の随時改定の処理が同年7月12日付けで行われており、遡

って減額訂正処理が行われるなど、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

また、A社の事業主は、既に死亡しており、当時の役員は、当該期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る保険料控除について不明である旨供述していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成 15 年 5 月及び同年 6 月は 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与に見合う標準報酬月額より低い。40 万円を超える給与額だったと記憶しており、証明できる預金通帳を提出するので標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、A 社から提出された給与明細一覧表及び総勘定元帳において確認できる保険料控除額から、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の経理担当者は退職し、資格取得届等の報酬月額の決定に係る資料も少ないことから、不明だが、オンライン記録の標準報酬月額 30 万円に見合う保険料を控除していた。」と供述していることから、上記給与明細一覧表及び総勘定元帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年7月から同年10月までの期間については、上記給与明細一覧表及び総勘定元帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学園における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年4月1日まで

A学園が経営するB中学校・高等学校に教諭として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和23年4月に同校に教諭として着任し、このとき受け持った中学3年生を高校3年生まで4年間にわたり担任し、27年3月に卒業させ、退職した。また、同校沿革誌等からも、申立期間に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A学園が提出した「沿革誌 B高等女学校」では、申立人の同学園の退職日は昭和27年3月31日と記載され、申立期間の勤務が確認できる。

また、A学園は、申立人について、昭和26年4月1日以降も、雇用形態、職種及び業務内容に変更は無かったと回答しており、申立期間において保険料控除が継続されなかった特殊事情は確認できない。

さらに、上記沿革誌に名前が記載されている9人の教職員について、当該沿革誌に記載された退職日とA学園に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格喪失日を照合したところ、一人については9日間の相違があるものの、他の8人はそれぞれの日付が符合している。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA学園における昭和26年3月

の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、本社からC支店に支店長として赴任した月の厚生年金保険の加入記録が無い。支店間の異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年7月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年8月11日まで  
年金事務所からの回答により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与と比較して低いことが分かった。同社では、取締役であったが、社会保険事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年8月11日より後の7年12月6日付けで、28万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正が行われた時期においては、同社の取締役を退任していることが確認できる。さらに、同社の元取締役及び複数の元従業員は、「申立人は営業担当の取締役で、社会保険事務の権限は有していなかった。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から46年10月1日まで  
ねんきん特別便では、申立期間の標準報酬月額が2万円とされているが、平成7年5月25日付けでA社会保険事務所（当時）から交付された記録では、申立期間の標準報酬月額は、7万2,000円とされているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月25日付けでA社会保険事務所から交付された被保険者資格記録照会回答票（資格画面）を保管しており、当該記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、7万2,000円となっていることが確認できる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人について、昭和43年10月の定時決定の記載から46年10月の定時決定（年月未記入）と考えられる記載の間には、星印及び丸印が記載されているのみであり、具体的な年月及び標準報酬月額の記載が無い。

このことについて、年金事務所は、「当時、被保険者名簿への標準報酬月額の等級を記載する際、同等級の場合は、星印や丸印を記載することがあった。」と説明しているものの、当該被保険者名簿において申立人と同様の記載となっている申立人の父親は、星印の直前の標準報酬月額が3万円と記載されているにもかかわらず、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額は10万円となっており、上記の説明と異なる記録であることが確認できるが、年金事務所では、その理由については確認することはできないとしている。

また、オンライン記録における申立人の父親の昭和41年7月から45年9月までの標準報酬月額の推移は、申立期間を除き、申立人の標準報酬月額の推移と近似しているこ

とが確認できる一方、申立人及びその父親の当該期間における標準報酬月額の推移と他の被保険者の標準報酬月額の推移は著しく異なっていることが確認できる。

さらに、申立人は、B社の経営に携わっていた者は、自身とその父親だけであったとしていることから、申立人とその父親の職務内容はほぼ同一であったことがうかがえる。

これらのことから、上記の被保険者資格記録照会回答票のとおり、申立期間においても、申立人の父親と同様に申立人に係る標準報酬月額を増額する旨の届出が行われたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（7万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和21年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年10月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年10月1日まで  
② 昭和21年5月31日から同年9月1日まで  
③ 昭和32年10月15日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和17年9月7日から46年10月10日まで継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険に加入していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社発行の社員名簿により、申立人は、昭和17年9月7日付けで同社に入社し、当該期間も継続して在籍していることが確認できる。

また、D都道府県発行の兵籍等の写しにより、申立人が、昭和18年12月25日に陸軍

に召集されて、20年10月13日に召集解除されていることが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までにおいて被保険者が陸海軍に徴収又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入することとされている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、たとえ被保険者としての届出が行われておらず、現在の厚生年金保険法第75条本文の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる期間とすべきものであると考えられる。

これらのことから、申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の複数の元従業員に係る標準報酬月額の記録から、120円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A社発行の社員名簿及び元従業員の供述から判断すると、申立人が同社において継続して勤務し（昭和21年5月31日にA社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和21年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びA社発行の社員名簿から判断すると、申立人が同社において継続して勤務し（昭和32年10月15日にA社から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年3月から同年6月までは2万円、同年7月から42年1月までは2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から42年2月21日まで

A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和40年4月1日に同社B支店に入社し、C職として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された退職者台帳により、申立人が申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係るA社B支店の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和41年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録とされている一方、同年7月1日に標準報酬月額の随時改定が行われ、同年10月1日には定時決定が行われたと記録されていることが確認できることから、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

このことについて、日本年金機構は、「被保険者資格の喪失年月日より後に随時改定と定時決定の届出を行ったことになり、記録管理に不備があった。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和41年3月から同年6月までは2万円、同年7月から42年1月までは2万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年7月から9年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年1月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から9年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月31日）の後の10年2月4日付けで、遡って16万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出されたA社における給与支給明細書により、申立期間の一部（平成8年12月から9年12月まで）において、上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間及び減額訂正処理日において取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び複数の従業員は、申立人はB業務を担当しており、社会保険の届出事務に関与していなかったことから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年7月から9年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで

A社に取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 4 年 9 月 30 日より後の同年 11 月 24 日付けで、申立人を含む取締役 6 人の標準報酬月額が、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間及び減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役、複数の取締役及び従業員は、申立人は、B業務担当として勤務しており、社会保険の届出事務には関与していなかったと供述している上、申立人は当該減額訂正処理日には別事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年2月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年12月1日から11年6月1日まで及び12年4月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年12月から11年5月まで及び12年4月から同年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から13年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低い額になっている。一部期間の所得税源泉徴収簿を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年2月から8年9月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年1月までは59万円と記録されていたところ、同年2月29日付けで、6年10月及び7年10月の定時決定の記録が取り消され、6年2月に遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社においては、ほかに2名の従業員の標準報酬月額が、申立人と同様に遡

及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であることが確認できるが、事業主及び複数の従業員は、「申立人は営業担当で勤務しており、社会保険の届出事務に携わっていなかった。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していないと判断できる。

また、A社の当時の事業主は、「標準報酬月額が2回遡及訂正された記憶がある。」としているところ、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額の記録が、平成8年2月29日付け及び12年5月31日付けで訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月29日付けで行われた標準報酬月額の当該遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている6年2月から8年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成10年12月1日から11年6月1日まで及び12年4月1日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された所得税源泉徴収簿により、当該期間の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級であることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額から、平成10年12月から11年5月まで及び12年4月から同年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は62万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額とA社から社会保険手続事務を受託していた会計事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（控え）の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年10月から10年11月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る8年10月、9年10月及び10年10月の標準報酬月額の定時決定は、それぞれ適切な時期に行われており、社会保険事務所の不合理な処理は見当たらない。

また、上記会計事務所から提出された上記被保険者報酬月額算定基礎届により、当該会計事務所が社会保険事務所に届け出た当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、上記会計事務所は、A社の社会保険料について、「被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届に基づき控除していた。」と述べていることから判断すると、申立人の当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）と同額であったものと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間のうち、平成11年6月から12年3月までの期間について、オンライン記録によると、同年5月31日付けで申立人に係る健康保険の標準報酬月額が11年6月に遡及して75万円から59万円に減額訂正されていることが確認できるが、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、最高等級が59万円であることから、記録の訂正を認めることはできない。
- 5 申立期間のうち、平成12年12月について、上記所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月10日から20年8月15日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社C工場に勤務した申立期間の加入記録が無い。A社D工場に昭和17年4月に入社し、同社同工場付設の青年学校に在籍しながら旋盤工として働き、19年6月に工場疎開のため同社C工場に異動し、付設の青年学校に在籍しながら勤務した。20年7月には戦災で工場は操業できなくなったが、同年8月の終戦時までA社に旋盤工として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、19年8月10日に被保険者資格を喪失しており、工場の疎開により異動した同社C工場における勤務期間の加入記録は無い。

しかしながら、申立人のA社C工場における同工場や寮の配置及び当時の出来事等の説明と複数の従業員供述及びB社の回答が符合していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務（同社D工場から同社C工場に異動）していたことが認められる。

また、A社D工場から同社C工場に異動し、終戦まで継続して勤務していたとする複数の従業員は、双方の工場において申立人と同様に旋盤工であったとしているところ、上記の被保険者名簿において、昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、20年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同社C工場に勤務していた期間も被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立人の申立期間が被保険者期間となっていないことについての

原因は不明であるが、A社D工場において被保険者であった者が、同社C工場においても同様の業務に従事していたのであれば、C工場においても被保険者として取り扱っていたと考えられる。」旨回答をしている。

一方、上記の被保険者名簿について、資格喪失日の記載が無い被保険者が散見されるなど、記録管理の不備がうかがわれるところ、日本年金機構E事務センターからの資料には、A社D工場を管轄していたF社会保険事務所（当時）が管理していた名簿等の多数が、昭和28年5月22日の火災により焼失しており、2か月間の復元作業で名簿等は復元されたが、チェックの不備等により、一部記入漏れ、誤記等があることが判明した旨の記載があることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による被保険者台帳への記入漏れ、被保険者台帳の破損等の可能性が考えられるが、当該事実等から半世紀も経た今日において、申立人及び事業主にその原因の特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは、相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月15日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和19年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、30円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 75 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない。賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書における保険料控除額から、75 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年8月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から13年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給料に見合う標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年8月から12年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年8月3日付けで、15万円に遡って減額訂正が行われており、当該記録が同年9月まで継続していることが確認できる。なお、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が申立人を含めて26人確認できる。

また、滞納処分票では、A社は、当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から滞納保険料の納入を促していたことが記録されている。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の従業員は、「申立人は営業関係の業務を担当しており、社会保険の届出事務には関与しておらず、事業主が社会保険の届出事務を行っていた。」旨供述しており、事業主も、「自分が社会保険事務所に出向いた際に、関係資料数枚に代表者印を押した。申立期間当時の社会保険の手続は、全て自分が担当していた。」と供述していることから、申立人は同社において社会保険の届出事務に権限を有しておらず、当該訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成12年8月3日付けで

行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、標準報酬月額額の減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間については、12年10月1日の定時決定において、上記の遡及訂正処理が行われた直後の同年8月9日付けで、15万円と記録されている。

したがって、申立人の標準報酬月額額の訂正処理が行われた平成12年8月3日以降の期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正とは認められない同日付けの減額訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理が、有効なものであったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成9年8月から13年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成13年10月については、上記滞納処分票によれば、同年8月13日付けの事業主の届出に基づき、定時決定（平成13年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、当該処理に上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係る賃金台帳等について、事業主は保管しておらず、申立人も、保険料控除を確認できる資料を持っていないため、当該期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年8月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から13年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給料に見合う標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年8月から12年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年8月3日付けで、15万円に遡って減額訂正が行われており、当該記録が同年9月まで継続していることが確認できる。なお、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が申立人を含めて26人確認できる。

また、滞納処分票では、A社は、当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から滞納保険料の納入を促していたことが記録されている。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の従業員は、「申立人は生産管理業務を担当しており、社会保険の届出事務には関与しておらず、事業主が社会保険の届出事務を行っていた。」旨供述しており、事業主も、「自分が社会保険事務所に出向いた際に、関係資料数枚に代表者印を押した。申立期当時の社会保険の手続は、全て自分が担当していた。」と供述していることから、申立人は同社において社会保険の届出事務に権限を有しておらず、当該訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成12年8月3日付けで

行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、標準報酬月額額の減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間については、12年10月1日の定時決定において、上記の遡及訂正処理が行われた直後の同年8月9日付けで、15万円と記録されている。

したがって、申立人の標準報酬月額額の訂正処理が行われた平成12年8月3日以降の期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正とは認められない同日付けの減額訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理が、有効なものであったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成9年8月から13年9月までの標準報酬月額額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成13年10月については、上記滞納処分票によれば、同年8月13日付けの事業主の届出に基づき、定時決定（平成13年10月1日）で、申立人の標準報酬月額が15万円と記録されているところ、当該処理に上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係る賃金台帳等について、事業主は保管しておらず、申立人も、保険料控除を確認できる資料を持っていないため、当該期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和40年4月4日、資格喪失日は同年6月7日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和17年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年4月4日から同年6月7日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和40年4月に入社し勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社B事業所で勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された人事略歴によると、申立人は昭和40年4月4日に同社に入社し、同年6月7日に同社本社に配属されていることが確認できる。

さらに、申立人の同僚の一人は、「申立人と昭和40年4月にA社に同期で入社し、同社B事業所で研修を受け、一緒に勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚は同社同事業所で同年4月4日に被保険者資格を取得し、申立期間に被保険者となっていることが確認できる。

一方、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社同事業所において昭和40年4月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記録されているが、同社同事業所において同日付けで被保険者資格を取得している176人のうち、申立人を含む14人について上記被保険者名簿の備考欄に「資格取消」と記載されている。その結果として、申立人については、同年4月4日から申立人が同社で被保険者資格を取得している同年6月7日までの期間に係る被保険者記録は基礎年金番号に未統合の記録となっている。

このことについて、A社に照会したところ、同社は、「申立人の当社B事業所におけ

る昭和 40 年 4 月 4 日の資格取得の取消しが誤りであり、同事業所で再取得させるべきであったか、申立人が同年 6 月 7 日に本社で被保険者資格を取得する際に、同年 4 月 4 日に遡って被保険者資格を取得させるべきであったか、いずれの可能性も否定できないが、資料が無いことから事実を確認できない。」と回答している。

また、日本年金機構は、「事業所担当者からの説明が合理的であったとすれば、社会保険事務所（当時）が資格取消の届出を受理し、既存の記録を取り消したことは必ずしも不合理であったとは言い切れない。また、A社と同社B事業所では管轄の社会保険事務所が異なることから、申立人が昭和 40 年 6 月 7 日付けで、同社で資格取得したことを契機として、社会保険事務所が誤って申立人の同社B事業所での被保険者資格を取り消すことは考え難い。さらに、資格取消の届出を受理する際には、払出簿上の厚生年金保険被保険者証の番号を取り消し、その旨を記載することが一般的な取扱いであったと考えられる。」と回答している。

しかし、払出簿、A社及び同社B事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、「資格取消」と記載のある申立人を含む 14 人の厚生年金保険被保険者証の番号はいずれも取り消されておらず、厚生年金保険被保険者証を回収していないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社における申立人の被保険者資格取得に係る手続きが適切でなかった面もうかがわれるものの、社会保険事務所が被保険者資格の取消しに当たり、本来行うべき払出簿上の被保険者証の番号の取消し及び厚生年金保険被保険者証の回収を行っておらず、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険に係る記録管理及び申立人に係る被保険者資格の取消処理が適正であったとは認められない。

これらのことから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 40 年 4 月 4 日、喪失日は同年 6 月 7 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における取消し前の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月は 3 万 3,000 円、44 年 5 月及び同年 6 月は 4 万 5,000 円、同年 7 月は 4 万 8,000 円、同年 8 月は 4 万 5,000 円、同年 9 月は 3 万 6,000 円、53 年 11 月から 54 年 3 月までは 26 万円、58 年 11 月から 59 年 10 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から平成 12 年 6 月 1 日まで

A 社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、自身が受けていた給与より低額に記録されている。給料支払明細書（以下「明細書」という。）を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和 43 年 9 月、44 年 5 月から同年 9 月まで、53 年 11 月から 54 年 3 月まで、58 年 11 月から 59 年 10 月までの期間について、申立人から提出された明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録より高額となっている。したがって、当該保険料控除額又は報酬月額から、43 年 9 月は 3 万 3,000 円、44 年 5 月及び同年 6 月は 4 万 5,000 円、同年 7 月は 4 万 8,000 円、同年 8 月は 4 万 5,000 円、同年 9 月は 3 万 6,000 円、53 年 11 月から 54 年 3 月までは 26 万円、58 年 11 月から 59 年 10 月までは 32 万円とするこ

とが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録の標準報酬月額と上記明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、申立人から提出された明細書のある昭和 42 年 6 月及び同年 7 月、43 年 3 月及び同年 4 月、同年 10 月から 44 年 4 月まで、同年 10 月及び同年 11 月、45 年 1 月、同年 4 月、同年 6 月、46 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 10 月、47 年 9 月から同年 11 月まで、48 年 1 月、同年 6 月、同年 8 月から同年 10 月まで、50 年 10 月、51 年 10 月から 52 年 7 月まで、54 年 4 月から同年 9 月まで、56 年 11 月から 57 年 6 月まで、同年 9 月から 58 年 9 月まで、59 年 11 月から 61 年 10 月まで、62 年 3 月から 63 年 9 月まで、平成 4 年 12 月から 5 年 12 月まで、6 年 4 月から同年 10 月まで、7 年 1 月から同年 9 月まで、8 年 4 月から同年 9 月まで、同年 12 月から 12 年 5 月までの期間については、保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 4 また、申立期間のうち、申立人から提出された明細書のある昭和 42 年 1 月は厚生年金保険料の控除は無く、同年 8 月から 43 年 2 月まで、同年 5 月から同年 8 月まで、45 年 8 月及び同年 9 月、47 年 7 月及び同年 8 月、48 年 7 月、同年 11 月、49 年 9 月から 50 年 6 月まで、52 年 8 月から 53 年 3 月まで、同年 5 月から同年 10 月まで、54 年 10 月から 56 年 10 月まで、57 年 7 月及び同年 8 月、58 年 10 月、61 年 11 月から 62 年 2 月まで、63 年 10 月から平成元年 6 月まで、同年 12 月から 4 年 11 月まで、6 年 11 月及び同年 12 月、7 年 10 月から 8 年 3 月まで、同年 10 月及び同年 11 月については、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 5 さらに、申立期間のうち、申立人が明細書を保有していない昭和 41 年 11 月及び同年 12 月、42 年 2 月から同年 5 月まで、44 年 12 月、45 年 2 月及び同年 3 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 10 月から同年 12 月まで、46 年 2 月、同年 4 月、同年 6 月から同年 9 月まで、同年 11 月から 47 年 6 月まで、同年 12 月、48 年 2 月から同年 5 月まで、同年 12 月から 49 年 8 月まで、50 年 7 月から同年 9 月まで、同年 11 月から 51 年 9 月まで、53 年 4 月、平成元年 7 月から同年 11 月まで、6 年 1 月から同年 3 月までの期間については、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認できない上、A 社の元事業主は、一部の手当を除いて標準報酬月額の届出を行っていた旨回答しており、

オンライン記録より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことは確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 6 月 25 日は 5 万 8,000 円、17 年 6 月 24 日は 7 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 25 日  
② 平成 17 年 6 月 24 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の改正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 6 月 25 日は 5 万 8,000 円、17 年 6 月 24 日は 7

万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の改正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、

当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 6 月 25 日は 3 万 2,000 円、17 年 6 月 24 日は 2 万 8,000 円、18 年 12 月 25 日は 2 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 25 日  
② 平成 17 年 6 月 24 日  
③ 平成 18 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の改正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保

険料控除額及び賞与額から、平成16年6月25日は3万2,000円、17年6月24日は2万8,000円、18年12月25日は2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の改正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、

当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同年 2 月の標準報酬月額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 16 年 2 月の標準報酬月額について、A 社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の人事総

務室は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 3 月以降の標準報酬月額について、上記貸金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月18日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成20年7月18日に係る標準賞与額20万円、同年12月19日に係る標準賞与額15万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を、同年7月18日は20万円、同年12月19日は15万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日  
② 平成20年7月18日  
③ 平成20年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与振込口座の預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成19年12月18日、20年7月18日及び同年12月19日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成19年12月18日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を適用し、

20年7月18日及び同年12月19日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 平成19年12月18日について、申立人から提出のあった預金通帳の写し及びA社から提出のあった貸金台帳によると、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記貸金台帳において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、平成20年7月18日及び同年12月19日について、上記預金通帳の写し及び貸金台帳により、当該期間に係る標準賞与額（平成20年7月18日は20万円、同年12月19日は15万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、平成20年7月18日は20万円、同年12月19日は15万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月10日に係る標準賞与額55万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成20年7月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日（平成22年6月22日）において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

平成20年7月10日については、申立人が提出した賞与支払明細書により、申立期間に係る標準賞与額（55万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月11日、19年7月6日、同年11月30日及び20年7月4日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月11日は24万円、19年7月6日は43万円、同年11月30日及び20年7月4日は53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、平成20年12月12日に係る標準賞与額53万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を53万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月11日  
② 平成19年7月6日  
③ 平成19年11月30日  
④ 平成20年7月4日  
⑤ 平成20年12月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は平成18年12月11日、19年7月6日、同年11月30日、20年7月4日及び同年12月12日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 18 年 12 月 11 日、19 年 7 月 6 日、同年 11 月 30 日及び 20 年 7 月 4 日については、本件申立日（平成 22 年 11 月 22 日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、特例法を適用し、20 年 12 月 12 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①から④までについて、申立人から提出のあった賞与明細書及び同僚の預金通帳に記載された支払日によると、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

このため、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 18 年 12 月 11 日は 24 万円、19 年 7 月 6 日は 43 万円、同年 11 月 30 日及び 20 年 7 月 4 日は 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、平成 20 年 12 月 12 日については、上記賞与明細書及び預金通帳により、当該期間に係る標準賞与額（53 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、入社直後の1年間である申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社で正社員として勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の人事記録（社歴）により、申立人は昭和36年9月1日にA社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が申立人と同一で、かつ、申立人と同年度の昭和36年8月に入社したとする元同僚が所持していた37年1月から同年12月までの給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、昭和38年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、入社は同年3月であったとする元同僚の所持する同年3月から同年5月までの給与明細書では、入社月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A社が加入していた健康保険組合の記録では、申立人は昭和36年9月2日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年9月の

オンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人に係る資格取得日が昭和37年9月1日と記載されていることから判断すると、事業主は、同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月9日から41年6月1日まで  
申立期間について、日本年金機構から脱退手当金の支給記録があるとの通知をもらった。しかし、当時の生活を思い起こしたが、どうしても受け取った記憶が無いので調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立人がA社を退職した約54か月後の昭和45年12月18日に同社の被保険者期間を対象として、支給されたこととなっていることから、同社が当該脱退手当金の請求を代理して行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が請求したとすれば、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 58 年 6 月 30 日）及び資格取得日（昭和 58 年 7 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は海外勤務から帰任した頃だったが、給与支給明細書では厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和 53 年 4 月 3 日に資格を取得し、58 年 6 月 30 日に資格を喪失した後、同年 7 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、同年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務しており、申立人から提出された昭和 58 年 6 月分の給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、当該人事記録に申立人が主張する海外勤務は記載されていないが、A社の担当者は、「申立人は、申立期間において海外勤務しており、他の資料の保管が無く不明であるが、健康保険の資格取得日が昭和 58 年 7 月 1 日であることから、帰任日は同日であったと考えられる。」旨供述している。

また、A社は、申立期間当時の海外勤務者の社会保険について、「健康保険については得喪処理を行っていたが、厚生年金保険は継続して加入させていた。申立人について

もそのようにするべきであったところ、帰国の際に喪失日を誤って昭和 58 年 6 月 30 日としてしまったと思われる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失及び資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年5月1日から12年10月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、9年5月から10年9月までは38万円、同年10月から12年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年1月1日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額（20万円）を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から13年9月5日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同協会では理事長秘書として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年5月から12年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA協会における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、9年5月から10年2月までは38万円と記録されていたところ、同年3月26日付けで20万円に遡って減額訂正されている上、9年11月から11年8月までは、20万円と記録されていたところ、同年9月3日付けで9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

オンライン記録によると、A協会において、4人の従業員が、申立人と同様、標準報

酬月額の遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

また、A協会の元厚生年金保険担当者は、「当時、厚生年金保険料の滞納があった。」旨供述している上、申立人及び複数の元従業員は「当時、同協会の経営は厳しく、給与の遅配があった。」旨供述している。

なお、A協会の当時の代表者は所在不明であり、同協会に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記減額訂正が行われた当時、同協会の役員（理事）であったことが確認できない上、同協会の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、理事長秘書であり、厚生年金保険関係事務には関与していなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月26日付け及び11年9月3日付けで行われた上記遡及訂正処理は、事実在即したものと考え難く、社会保険事務所において減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の9年5月から12年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年5月から10年9月までは38万円、同年10月から12年9月までは20万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成10年10月から11年12月までの期間については、申立人は、自身の標準報酬月額は38万円であった旨主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成10年12月分から11年4月分まで、同年6月分の給与明細書、10年分及び11年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録の標準報酬月額が給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から13年8月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理が行われた日以降の定時決定（平成12年10月1日）で9万8,000円と記録されているが、当該処理について、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述しており、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

そこで、当該期間について、オンライン記録から、A協会の元従業員の標準報酬月額

を確認したが、当該従業員の標準報酬月額が申立人と同額であるなど、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年12月から7年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年12月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業担当であり、厚生年金保険事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成7年12月7日付けで、同年10月に行われた定時決定の記録が取り消され、5年12月から7年3月までは32万円が9万2,000円に、同年4月から同年11月までは28万円が9万2,000円にそれぞれ減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該減額訂正処理が行われた当時、A社において、平成7年12月7日付けで、同社における申立人を含む4人全員の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、「当時、当社は営業不振から負債を抱え、資金繰りが苦しくなり、従業員への給与の遅配等も発生していたが、以前からあった滞納社会保険料のことで社会保険事務所の担当者の指導に従い、標準報酬月額の減額訂正処理や資格喪失処理に同意し、当該処理を社会保険事務所に一任した。」旨供述している上、「申立人は、申立期間当時、営業担当の一般職の立場であり、厚生年金保険関係の取扱い及び経理事務の業務については無関係である。」旨供述している。

さらに、元同僚は、「当時、A社は営業不振から負債を抱え、給与の遅配等も相次いだため、平成7年12月頃に代表取締役の指導により社会保険から脱退し、国民年金及

び国民健康保険に加入した。」旨供述している上、「申立人は、申立期間当時、一般職のルートセールスであり、厚生年金保険関係の取扱い及び経理事務の業務については無関係である。」旨供述していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月7日付けで行われた当該減額訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年12月から7年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間における標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月16日から5年11月21日まで  
昭和63年6月、A社に最初に入社したときは、給与が30万円だったにもかかわらず、平成4年11月の再入社以降について、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を26万円と届けられ、さらに、その後12万6,000円に減額された。保険料控除を確認できる資料は保有していないが、当時の給与は30万円と記憶しているので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年1月31日の後の同年3月4日付けで、申立人を含む15人の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されており、申立人の標準報酬月額については12万6,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の役員でないことが確認でき、また、同社の元役員は、申立人は、販売営業の責任者であった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間における給与明細書等を所持しておらず、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の主張する標準報酬月額（30万円）に基づく保険料控除の確認はできない。

また、雇用保険受給資格者証により、申立人の離職時賃金日額が8,723円であることから、A社を退職する前の6か月の平均給与月額が261,690円となり、上記訂正後の標準報酬月額（26万円）に符合していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月1日から26年4月1日まで  
② 昭和26年10月1日から29年8月1日まで

平成22年9月に、年金事務所から届いたはがきを見て、申立期間①のA社及び申立期間②のB社の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みであることを改めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、昭和29年までに勤務した3事業所の4被保険者期間のうち、申立期間①及び②と厚生年金保険被保険者番号が同じC社及びA社の一部被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、C社と申立期間②のB社については、同じ社会保険事務所（当時）が管轄しているにもかかわらず、B社に係る被保険者期間のみが計算の基礎とされ脱退手当金が支給されている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の表面には上記4被保険者期間の計66か月の事業所名と標準報酬月額が記載されているにもかかわらず、裏面の保険給付欄は、「資格期間」が50か月、「支給金額」が7,315円と記載されており、かつ、当該50か月に対する支給額は法定支給額と965円相違しているが、その原因が不明であることなどを踏まえると、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていないことがうかがえる。

加えて、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年6月22日、資格喪失日に係る記録を40年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から40年11月7日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る履歴書及び申立期間当時の複数の従業員の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の申立期間当時の事業主は、従業員は全て正社員であり、全員、厚生年金保険に加入させていたとしており、上記複数の従業員も、全員が正社員で厚生年金保険に加入していたと思うと供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社の元従業員が同僚として名前を挙げた全員が被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同性で同年代・同職種の従業員の標準報酬月額の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われ

たとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 6 月から 40 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年3月から同年9月まで及び同年11月から17年2月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和31年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成14年3月1日から17年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年3月から同年5月までの標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額から44万円、同年6月から同年9月まで及び同年11月から17年2月までの標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年6月1日）及び資格取得日（昭和41年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和40年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から41年2月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から41年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、入社してから退職するまで異動したこともなく、申立期間の記録が抜けていることは事実と相違しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者の記録は、A社において昭和40年4月1日に資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失後、41年3月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社からの回答、同社人事部作成の職員録（昭和40年10月1日現在）、複数の上司及び同僚の供述により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所属していた部署の上司及び同僚は、申立期間を含む申立人の在職期間において、申立人の業務内容、勤務形態及び雇用形態の変更は無かった旨供述している上、申立人を除く当該部署に所属する12人全員は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の被保険者資格喪失届（資格喪失日：昭和40年6月1日）に係る社会保険事務所（当時）の受

付番号と同一番号で喪失処理された被保険者 10 人及び申立人が再度被保険者資格を取得した昭和 41 年 3 月 1 日と同日に資格を取得した 14 人について、申立期間の厚生年金保険の加入状況を調査したところ、申立人と同様な空白期間は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における申立期間前後の社会保険事務所の記録及び申立期間における同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 40 年 6 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 41 年 2 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 6 月から 41 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成16年12月10日から17年6月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、16年12月及び17年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成17年6月1日から20年9月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、17年6月から18年8月までは30万円、同年9月から19年8月までは32万円、同年9月から20年8月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間のうち17年6月、同年12月から19年7月まで、同年9月から20年8月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、17年6月は28万円、同年12月から18年2月までは28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、19年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から同年7月まで及び同年9月から20年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②から⑥までについて、申立人の当該期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は2万2,000円、17年7月10日は31万1,000円、同年12月10日は3万1,000円、18年7月10日は2万2,000円、同年12月10日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :

生年月日：昭和46年生  
住所：

## 2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成16年12月10日から20年9月1日まで  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年7月10日  
④ 平成17年12月10日  
⑤ 平成18年7月10日  
⑥ 平成18年12月10日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額が、給与明細での控除額に見合う額と相違していることが分かった。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額は、年金額に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成16年12月、17年3月から同年6月まで、同年12月から19年7月まで及び同年9月から20年8月までの標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、16年12月及び17年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月、同年6月及び同年12月から18年2月までは28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、19年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から同年7月までは28万円、同年9月から20年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月、同年2月、同年7月から同年11月まで及び19年8月の標準報酬月額について、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低くなっており、

特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑥までについて、上記賃金台帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月10日は2万2,000円、17年7月10日は31万1,000円、同年12月10日は3万1,000円、18年7月10日は2万2,000円、同年12月10日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年9月までの期間及び2年12月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から同年9月まで  
② 平成2年12月から3年2月まで

私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成8年2月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、また、申立期間は、当該払出時点と同月の8年2月13日に国民年金加入期間として記録整備されており、それまでは未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、上記の手帳記号番号のみが記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊を所持しているが、母親は、当該手帳のほかには年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 51 年 5 月まで

私の母は、私が昭和 47 年に結婚したときに、実家があった区で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 47 年に婚姻したときに、実家があった区で母親が国民年金の加入手続をしてきていたと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後に転居した区で国民年金に任意加入した 51 年 6 月に払い出されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年9月まで

私は、昭和51年3月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、遡って納付可能な2年分の国民年金保険料を全て納付し、その後の保険料も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和54年12月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった52年10月分まで遡って保険料を納付しており、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付により納付する以外にないが、申立人は、特例納付をしたとは説明していない。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和49年4月1日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、申立人は、上記の手帳記号番号のみが記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊を所持しており、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで  
② 昭和61年4月から63年3月まで

私は、結婚直後に国民年金に加入し、申請免除を受けた昭和59年度及び60年度を除き、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、前年の所得額が保険料免除基準を超えていたために免除の承認がされなかったと主張しているが、当該期間直前の昭和57年12月に申立人の夫が交通事故に遭い就労不能となっていたと説明しており、当時、保険料免除基準の運用に当たっては、申請時の所得状況が前年度の所得状況と著しく異なるときは、その事情を考慮して認定することとされていたことから、当該期間が申請免除期間と記録されていることに不自然、不合理な点はみられない。また、申立期間②については、申立人及びその夫は、昭和59年度及び60年度の「国民年金保険料免除申請承認通知書」をそれぞれ所持しており、申立人は、この両年度以外には免除申請を行った記憶は無いと説明しているが、オンライン記録では、当該期間を含む59年度から62年度までの各年度について免除申請日、免除対象期間及び処理年月日が確認でき、これらの日付及び期間は4年度とも夫婦同一となっているほか、59年度及び60年度については、夫婦が所持する上記通知書に記載されているものと一致していることなど、当該期間が申請免除期間と記録されていることに不自然、不合理な点はみられず、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から12年12月までのうち8か月から11か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から12年12月までのうち8か月から11か月  
私の母は、平成7年5月から12年12月までの期間のうち、8か月分から11か月分の国民年金保険料を金融機関で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親は、納付した額は「10 何万円」と説明するが、保険料の納付時期及び納付した期間の記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に申立人が居住していた市の国民年金被保険者台帳では、申立期間のうち平成7年5月から9年3月までは申請免除期間と記録され、同年4月から12年12月までは未納と記録されているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年7月まで

私は、昭和45年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するようになった。その証拠として、社会保険料控除欄に保険料の納付額が記載された45年分からの確定申告書(控)が残っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立人が保険料の納付を示すものとして所持する昭和45年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、保険料を納期限どおりに納付した場合の申立人の保険料額と大きく相違し、申立人の妻は46年から保険料を納付しているが、46年分及び47年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、各年分の保険料を納期限どおりに納付した場合の申立人の保険料額と当該各年中に妻が納付した保険料額を合計した保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和48年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち45年4月から46年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、手帳記号番号払出後に申立期間直後の昭和47年8月及び同年9月の2か月分の保険料を第2回特例納付で、同年10月から48年3月までの保険料を過年度納付で納付していることが確認でき、当該特例納付等により60歳に到達するまで保険料を納付すれば納付月数は受給資格期間300か月を若干超える303か月になることから、申立人は、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等を行ったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年6月まで  
私は、昭和56年4月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、その頃に住居近くの区出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金の加入手続後に年金手帳を受け取った時期及び場所に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月から 6 年 8 月まで

私は、会社を退職した平成 4 年 7 月頃に、A 区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関又は郵便局で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した平成 4 年 7 月頃に、A 区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関又は郵便局で毎月納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 8 年 9 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳以外は別の手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、4 年 7 月から 6 年 7 月までの期間は、手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間直後の平成 6 年 9 月の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の 8 年 10 月に過年度納付されていることが確認でき、申立期間のうち 6 年 8 月は、当該納付の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、保険料を現年度納付していた証拠として、母親の家計簿の写しを提出し、その写しの平成 6 年 12 月のページに、6 年 1 月から同年 12 月までの期間に申立人の年金の保険料として「1 万」の記載があることなどを挙げているが、当該家計簿の記載をもって保険料を納付したことは確認できず、また、当該期間は、申立人に手帳記号番号の払出しがなく、保険料を現年度納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続をしていなかったが、昭和 60 年 12 月又は 61 年 1 月に、「国民年金に加入して下さい。」という連絡はがきとともに申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、申立期間の保険料を 1 年分一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、国民年金の加入手続をしていなかったが、昭和 60 年 12 月又は 61 年 1 月に、『国民年金に加入して下さい。』という連絡はがきとともに申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、申立期間の保険料を 1 年分一括で納付した。」と主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続を行わない者に対して、制度的に納付書が発行されることはなく、また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 62 年 3 月頃に払い出されていることが推認できる。これらのことから、申立人の国民年金への加入時期及び保険料の納付時期に係る記憶に整合性が見当たらない。

また、前述の当該手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間の保険料は過年度納付することができるものの、申立人が所持している昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の保険料の「納付書・領収証書」によれば、同納付書は当該手帳記号番号の払出し直後の昭和 62 年 5 月に発行されている上、同領収証書の領収日付印から、この期間の保険料は 62 年 5 月から同年 12 月にかけて納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間のうち、60 年 1 月から同年 3 月までの期間は、当該納付書作成時点及びその納付時点において、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が申立期間の保険料を 1 年分一括で納付したとする主張に整合性が見られない。

さらに、申立人が所持している別の「納付書・領収証書」によれば、申立期間直後の昭

和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、63 年 3 月に発行された同納付書により、時効期限の 1 か月前となる同月に納付されていることが確認できる。このことから、申立期間のうち、60 年 4 月から同年 12 月までの期間は、当該納付書作成時点及びその納付時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 54 年 2 月まで

私は、20 歳のときに、私の父から「国民年金に加入した。」と聞いた。私は、当時学生だったので、父が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳のときに、父から『国民年金に加入した。』と聞いた。私は、当時学生だったので、父が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 56 年 8 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。その上、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の父から、申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当該納付状況を確認することができない。

そのほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 60 年 6 月まで

私は、誕生日の前日の昭和 46 年\*月\*日にA区のB出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った翌月からは、金融機関の口座から毎月振替で国民年金保険料を納付していた。また、加入手続を行った際、「5年ほど遡って納付して下さい。」と言われたので、当時の保険料 9,800 円の5年分をまとめて 60 万円くらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「誕生日の前日の昭和 46 年\*月\*日にA区のB出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 62 年 9 月頃に払い出されていることが推認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によれば、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は、時効期限直前で手帳記号番号払出時期の 62 年 9 月に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人から申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当該納付状況等を確認することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで  
私の母は、昭和 58 年 4 月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和 58 年 4 月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 60 年 8 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、58 年 4 月から同年 6 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間については、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人は、「母は、私の申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る保険料は、オンライン記録によれば、62 年 6 月に遡って納付されていることが確認でき、当該納付時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付してきたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 47 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になった 44 年\*月に A 市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった 44 年\*月に A 市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 48 年 4 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する手帳は 1 冊のみであり、ほかの年金手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、44 年 7 月から 45 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間は、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は保険料の納付に関与しておらず、その上、申立人は、「母から、自宅近くの郵便局で保険料を納付したと聞いた。」と述べているが、A 市では、申立期間当時においては印紙検認方式による納付方法がとられており、郵便局で保険料を現年度納付及び過年度納付することはできない。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の国民年金の加入手続きを行い申立期間の保険料を納付してくれたとする母から、当時の納付状況等を聴取することができないため、

当該納付状況等を確認することはできない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年6月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から同年6月まで  
② 昭和52年4月から同年9月まで

私は、平成15年頃に年金相談会に行ったとき、会社を辞めていた期間の国民年金保険料が未納であるとの指摘を受けたため、保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成15年頃に申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人は保険料の納付金額及び納付月数に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月頃から 63 年 4 月頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月頃から 63 年 4 月頃まで  
私は、申立期間の頃、厚生年金保険に加入していない会社に勤めていた。その会社の経営者は私が勤めていた期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私も何度か保険料を納付したことがある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社の経営者及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、給与明細書等）が無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人が勤務していた会社の経営者から当時の納付状況等を聴取することができず、申立人も自ら保険料を数回納付したことがあるとしているものの、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶や年金手帳を所持していた記憶も無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が勤務していた会社の経営者及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、娘を学区外の中学校に入学させるため、昭和 53 年 10 月頃に住所地と違う場所に住民登録をした。その手続の際に国民年金の加入手続を行い、以降の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 53 年 10 月頃に住民登録を移し、その手続をする際に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 4 月から 5 月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の資格取得欄には、取得日が同年 4 月 1 日と記載されているため、申立期間は国民年金の任意加入期間の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明している。

また、申立人が上記住民登録をした時期は戸籍の附票では昭和 57 年 12 月 9 日であることが確認できるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私の両親は、国民年金に加入するように通知を受けたので、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親は、申立人が20歳になった頃に区役所の職員に勧められて加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年6月頃に払い出されており、加入手続を行った時期に関する記憶が相違している。

また、20歳以上の大学生が国民年金に強制加入となったのは平成3年4月であり、申立人は2年4月から6年3月まで大学生であったと説明していることから、申立期間直前の元年7月から2年3月までの期間は国民年金の第1号被保険者資格を有する期間であるものの、申立期間は国民年金の任意加入期間であるため、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間は保険料を遡って納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳に申立期間は国民年金の加入期間と記載されていないと説明しており、申立人が申立期間当時に居住していた区は、申立期間直前の平成元年7月から2年3月までの期間及び申立期間直後の3年4月以降を国民年金の加入期間として同年6月4日に届出が行われていることが確認できると説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 4 年 3 月まで

私は、会社を辞めた昭和 60 年 1 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所の出張所で行い、以後、妻の保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を近所の金融機関又は郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金に加入した当初に納付していたと説明する保険料額は、申立期間当初の頃の保険料額とは大きく相違している。また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、平成 4 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年3月までの期間及び14年4月から18年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月から12年3月まで  
② 平成14年4月から18年10月まで

私は、申立期間当時は無職で収入が無かったため、国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされておらず未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間①については、オンライン記録によると、平成11年度のうち平成11年4月及び同年5月の保険料は申請免除となっているものの、同年6月から同年9月までの期間は厚生年金保険加入期間であったため、その後の申立期間①の保険料は改めて免除申請を行う必要があるが、また、申立期間②については、合計5回の免除申請を行う必要があったが、申立人は免除申請を行った時期及び場所の記憶が曖昧であり、申立期間中に免除決定通知書を受け取った記憶は無いと説明している。

さらに、申立人が申立期間当時から居住している区の国民年金の「受付記録一覧表」には、申立期間①及び②の保険料に係る免除申請を受け付けた記録が無く、申立期間②については、当該期間を通じて住所の変更が無く、基礎年金番号も特定されている状況下で、近接した期間に合計5回もの免除申請に係る事務処理を行政が誤るとも考え難いことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年4月までの期間及び44年9月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年4月まで  
② 昭和44年9月から52年1月まで

私の父は、私が会社を退職した後に私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。結婚後は私が金融機関で保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年2月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が申立期間当時居住していた市では45年6月まで印紙検認方式で保険料を収納していたと説明しているが、申立人は印紙検認方式で保険料を納付した記憶は無いと説明していること、申立人は、現在国民年金の記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳を1冊所持しており、そのほかの国民年金手帳を所持した記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年3月まで  
私は、申立期間当時は学生であったので、父が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は父親から年金手帳を受け取ったが記憶が無いと説明しているなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から12年5月まで

私は、国民年金保険料の納付書が届いていたが、将来年金をもらえるかどうか分からないと思い保険料を納付していなかった。その後、私の母が私の代わりに滞納していた保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立期間を含む平成11年1月から13年10月までの期間の保険料を一括で納付したと説明しているが、申立期間直後の12年6月から13年10月までの期間の保険料は14年7月31日及び15年2月13日の2回に分けて過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、母親が納付したとする金額は、当該過年度納付済期間の保険料額とおおむね一致していること、当該過年度納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月

私は、平成 13 年 5 月に厚生年金保険に加入していた会社を退職し、国民年金に再加入の手続を行った際に、11 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、金融機関で納付した。このことは、平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額にも含まれているはずであるので、当該源泉徴収票を提出する。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 13 年 5 月に厚生年金保険に加入していた会社を退職し、国民年金に再加入の手続を行った際に、11 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、金融機関で納付した。」と主張している。また、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料として、平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票を提出し、「当該源泉徴収票の社会保険料等の金額に申立期間の保険料が含まれているはずである。」と述べている。これらの申立内容のうち、国民年金の再加入手続及び納付書の送付については、オンライン記録により、申立期間を除く 11 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料が過年度納付されていることなどから確認することができる。

しかしながら、前述の給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」については、国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の内訳を計算すると、国民年金保険料の金額は納付済みである平成 13 年 5 月から同年 12 月までの保険料の金額におおむね一致し、申立期間を含む 11 年の過年度納付分の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる。このことから、当該源泉徴収票によって、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

また、申立人が保険料を納付していたとする申立期間当時の勤務地近くの 2 社の金融

機関に対して、申立人の保険料の納付記録を確認することができる資料の有無等について照会したところ、うち1社は、「現金納付の年金保険料納付書控の保管期限は5年であり、平成13年分は既に廃棄済みである。」と回答しているため、申立人の申立期間の保険料の納付を確認することができない。さらに、ほかの1社については、該当する支店分の申立期間及びその前後の期間の領収済通知書を調査したところ、申立期間の後の11年6月分及び同年7月分の領収済通知書は確認できるが、申立期間に係る領収済通知書は確認できなかった。

さらに、オンライン記録及び前述の金融機関における領収済通知書によれば、申立期間の後の平成11年6月分及び同年7月分の保険料は、時効期限直前の13年7月13日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料は、当該保険料の納付時点においては、時効により納付することはできない。

加えて、前述の源泉徴収票のほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで  
私は、勤務先を退職した昭和 48 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、習い事をしていて収入がなかった私に代わって、私の父が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務先を退職した昭和 48 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私の父が納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間より後の昭和 53 年 6 月 20 日に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人が現在所持する国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳には「資格取得 昭和 53 年 4 月 28 日 強」と記載されていることが確認できる。その上、申立期間は、オンライン記録においても、国民年金に加入していない期間とされていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立期間の保険料を納付したとする父から当時の状況を聴取することができないため、保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 57 年 4 月まで  
私の母は、私が会社を退職した後の昭和 53 年 11 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、母と私の申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和 53 年 11 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の昭和 60 年 6 月頃に申立人の夫と連番で払い出されていることが推認できる上、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い保険料を納付したとする母から当時の状況を聴取することができないため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 52 年 6 月まで

私の国民年金は、20 歳の頃に勤めていた店の店主が加入手続を行ってくれ、昭和 41 年 11 月に A 区に転居後は、私が私の夫と自分の申立期間に係る国民年金保険料と一緒に納付してきた。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっているのはおかしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 41 年 11 月に A 区に転居後は、私が私の夫と自分の申立期間に係る国民年金保険料と一緒に納付してきた。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が転居する前に居住していた B 市の申立人の国民年金被保険者カードによれば、「不在 昭和 53 年 5 月 10 日」、「転出 昭和 54 年 6 月 11 日」と記載されていることから、申立人の国民年金被保険者としての住所は申立人の旧住所地である同市に据え置かれたままになっていたことが確認できる。また、申立人が不在者扱いであったために、申立人の旧住所を所管する B 市が当時の申立人の本籍地であった C 区に対して申立人の住所等の確認を行ったことが、B 市が保管する郵便往復はがきの返信面により推認でき、同はがきの裏面には、C 区から B 市に対して昭和 54 年 6 月 8 日付けで、「国民年金被保険者の本籍等調査について (回答)」が行われていることが確認できる。B 市ではこの確認に基づき、国民年金の取扱いを申立人が A 区の後に居住したとする C 区に移管しており、加えて、国民年金被保険者台帳 (以下「特殊台帳」という。) においても、54 年 8 月 13 日付けで申立人の住所が C 区に移管されたことが確認できる。これらのことから、申立人は申立期間を含む 41 年 11 月から 54 年 7 月までの期間は、国民年金の記録上は不在者として扱われていたため、保険料を納付することが

できなかったものと推認されるほか、オンライン記録、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者カードのいずれにおいても申立期間は未納と記録されていることが確認できる。なお、オンライン記録によると、前述の申立人に係る国民年金の取扱いがC区に移管された54年8月の時点において、納付が可能であった申立期間直後の52年7月の保険料から、納付が開始されていることが確認できることから、申立期間は、C区に移管された54年8月の時点においては、時効により保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、親に勧められて、20 歳になった昭和 44 年\*月にA区B出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局で毎月納付していたはずである。申立期間は、双子の妹と一緒に兄の経営する事業所で勤務しており、保険料は妹と一緒に自分で納付していたのに、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間のうち、同年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳になった昭和 44 年\*月にA区B出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局で毎月納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 49 年 10 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日は、昭和 48 年 4 月 20 日と記載されており、オンライン記録における資格取得日と一致していることが確認できることから、申立期間のうち、44 年 4 月から 48 年 3 月までの期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間のうち、48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付することができる期間ではあるものの、申立人は、「遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人は、「20 歳になった昭和 44 年\*月から郵便局で毎月納付していた。」と述べているが、A区において保険料の納付方法が納付書方式となった時期は

45年10月以降であり、同年9月以前は郵便局では保険料を納付することはできない。その上、申立人が、同時に国民年金に加入し、一緒に申立期間の保険料を納付したと述べている双子の妹の手帳記号番号は、オンライン記録によると、49年7月頃に払い出されていることが推認でき、申立人と同様に申立期間は未納の記録となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、第一子出産後の昭和 47 年 5 月頃に、A 社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。また、私は、郵便局で申立期間の国民年金保険料を支払い、現在所持する年金手帳とは別の年金手帳を所持しており、保険料の支払の都度、その 2 つ折りの手帳にシールを貼ってもらっていた。昭和 48 年 3 月に引越した後の最初の 2 回は、郵便局員に保険料を預け、その後は、金融機関の職員に新たに国民年金の加入手続と口座振替の手続をしてもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 47 年 5 月頃に、A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。また、私は、申立期間の国民年金保険料は郵便局で支払い、現在所持する年金手帳とは別の年金手帳を所持しており、保険料の支払の都度、その 2 つ折りの手帳にシールを貼ってもらっていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によれば、昭和 49 年 4 月頃に B 区で払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、前述のとおり昭和 47 年 5 月頃に A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時は、制度上、社会保険事務所（当時）では国民年金の加入手続を行うことはできない。その上、申立人は、前述のとおり国民年金保険料の支払の都度シールを貼ってもらっていたと述べているが、申立人が 47 年頃居住していたとする C 区では、申立期間より前の 46 年 4 月から年金手帳に印紙を貼る印紙検認方式に変えて、納付書制度が開始されているほか、申立人が記憶している保

険料の納付金額は、申立期間の保険料額と相違している。

さらに、申立人は、以前所持していたとする国民年金手帳の色、手帳の様式等についての具体的な記憶が曖昧である上、「手帳は、1、2年で1冊発行されたと思う。」と述べているが、これは、申立期間当時の国民年金手帳の発行頻度と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月及び同年 5 月  
私の母は、私が申立期間当時学生だったことから、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、「子供（申立人）が学生だった期間の保険料については、子供が社会人になってから、本人に納付させようと思っていたが、子供が平成 5 年 4 月に入社した会社において、入社するまでの期間の保険料を全て納付することが入社条件とされていたため、入社直前の 5 年 3 月に、子供に代わって私が納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間の直前の平成 3 年度の保険料は、4 年 7 月 27 日に一括納付されている。また、6 年 6 月 6 日に過年度分の保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書の作成時点において、申立期間を含む 4 年度の保険料に未納があったことが推認できる。さらに、申立期間を除く 4 年度の保険料は、オンライン記録によると、6 年 7 月 6 日に一括納付されていることが確認できることから、申立期間は、当該保険料の一括納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の母は、申立人の申立期間の保険料の納付金額などの記憶が曖昧である。なお、前述のとおり申立人の母は、「入社するまでの期間の国民年金保険料を全て納付することが入社条件であった。」と述べているが、申立人が平成 5 年 4 月に入社したとする会社の人事担当者は、「当時の入社条件及び申立人の申立期間を含む国民年金保険料の納付状況等について、当時の資料の所在が不明のため、確

認することができない。」と述べている。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から62年1月まで

私は、大学を卒業した昭和51年3月か同年4月頃に母から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月から厚生年金保険に加入する直前の62年1月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成2年11月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、口頭意見陳述において、申立人は、保険料を納付していたのは母親であると申立内容を変更したが、母親から当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで

私の母は、私が学生のときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。母から「あなたも20歳になったので、義務だから国民年金に加入しなければいけない。」と言われたこと、また、厚生年金保険適用事業所を退職した際には、「すぐに国民年金に切り替えなさい。」と言われたことを憶えている。申立期間当時、父は公務員だったので、私の保険料を納付することができない状況にあったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の、昭和52年1月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②の一部の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、母親が申立人の保険料を遡って納付したかどうかについては記憶が曖昧であると説明している。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金の加入勧奨の通知を受け、平成 15 年 3 月 12 日に母を伴い区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、事前に届いていた国民年金保険料の納付書により申立期間の保険料として約 3 万円を納付した。その日に区役所で加入手続を行ったことは、私の当時の日記帳にも記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、納付書の受領時期及び保険料の納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人が居住する区を管轄する年金事務所では、申立期間当時は区役所から進達された新規加入届を受理した後に、納付書を作成していたと説明していることから、申立人に対して加入手続前に納付書が交付されることは無く、申立人が説明するように加入手続の時点で保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人及びその母親は、当該加入手続時以外に申立期間の保険料を納付したことはないと説明していること、申立人は未使用の申立期間及び平成 15 年度の保険料に係る納付書を所持しており、これらの納付書は、申立人が加入手続を行ったとする平成 15 年 3 月 12 日の後の同年 4 月 2 日に作成されていることが確認できるため、所轄社会保険事務所（当時）が区役所からの申立人の新規加入届の進達を受けた後に現年度納付用として発行した納付書と考えられるものの、申立人はこれらの納付書を使用していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、平成 14 年 4 月には、保険料収納事務が国に一元化されるとともに、金融機関等

からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、申立期間は金融機関等及び社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難い時期である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月

私が昭和 63 年 4 月に就職した後、学生期間の国民年金保険料の督促状が届いたため、両親のいずれかが慌てて同年 5 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、私の母が保険料を一括で納付してくれたと母から聞いた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料を納付してくれたとする母親は、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付には関与していなかったと説明しているほか、加入手続をしてくれたとする父親から当時の加入手続等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行う前に、保険料の督促状が届いたと説明するが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていない時期に納付書及び督促状を発行することはできない上、申立人は、申立期間当時、学生であったと説明していることから申立期間は本来は任意加入適用期間となるため、申立人が加入手続を行ったとする昭和 63 年 5 月の時点では 20 歳到達時まで遡って国民年金被保険者の資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳の記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年5月までの期間、6年6月から7年4月までの期間、同年11月から8年2月までの期間、同年9月から9年3月までの期間及び同年9月から10年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年5月まで  
② 平成6年6月から7年4月まで  
③ 平成7年11月から8年2月まで  
④ 平成8年9月から9年3月まで  
⑤ 平成9年9月から10年1月まで

私は、平成3年9月に会社を辞めたときに国民年金の加入手続を行い、以後、会社を辞めるたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び申立期間の保険料納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む平成3年9月から10年2月までの国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録は、16年8月16日に記録追加されていることが確認でき、申立期間は当該記録追加時点まで未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた各市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月から62年3月まで  
私の母は、時期は不明だが、私の国民年金の加入手続が自動的に行われたことにより送付されてきた納付書で、私の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、年金手帳及び納付書を受け取った時期、納付開始時期、納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和62年2月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の一部の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であり、オンライン記録によると、申立期間の後の63年2月5日に過年度納付書が作成されていることから、当該作成時点で、申立期間のうち61年1月から62年3月までの期間に未納期間があったものと考えられるものの、保険料を納付していたとする母親は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと説明している。

さらに、母親は、保険料の納付を始めてから数年たった頃に、保険料を約2年間分納付していない時期があったため、保険料納付のために区出張所に出向いたが、当該出張所で納付不要と言われたため保険料は納付しなかったと説明しており、過年度保険料の納期限が過ぎていたため、過年度納付することができなかったものと推察される。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から平成元年 8 月まで  
私は、親に勧められて昭和 57 年 8 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明するものの、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 1 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の過半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 4 月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険被保険者の夫と婚姻した翌年の昭和 63 年 8 月頃に払い出され、同月に婚姻前の申立期間の保険料の過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人は、当該過年度納付書が届いた記憶のほか、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等の保険料の納付に関する具体的な記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 55 年頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、加入前の 2 年間の国民年金保険料として約 20 万円を納付した。その後の保険料は、市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 55 年頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が遡って納付したとする保険料額は、昭和 55 年頃に 2 年間の保険料を遡って納付した場合の金額と大きく相違しており、申立人は、手帳記号番号が払い出された平成 3 年 1 月及び同年 2 月に申立期間直後の元年 1 月から 3 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付及び現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料額は申立人の説明する金額とおおむね一致していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳は、昭和 55 年頃に国民年金に加入したときに交付されたものであると説明しているが、当該年金手帳には「平成」の文字が印字されており、平成に入ってから作成されたものであることが確認できるなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、区の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、国民年金の加入手続きを行い、その後同居していた母に国民年金保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、第 1 回特例納付により申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 44 年 12 月までの 57 か月分の保険料を 3 回に分割して納付していること、及び 45 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の保険料を過年度納付していることが特殊台帳で確認でき、申立人は、当該特例納付及び過年度納付をしなければ、60 歳に到達するまで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、それまでの未納期間のうち、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数(56 か月分)を考慮して納付をしたと考えられることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年2月までの期間、62年12月から63年2月までの期間及び平成元年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から62年2月まで  
② 昭和62年12月から63年2月まで  
③ 平成元年3月から同年8月まで

私は、国民年金に加入することは当然と考えていたので、最初の会社を辞めたときに国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、会社を退職するたびに切替手続をして、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は厚生年金保険の記号番号が記載されたオレンジ色の手帳と交付年月日が平成9年3月11日の青色の手帳2冊を所持しているが、申立期間当時の年金手帳の交付時期に関する記憶及びほかの年金手帳を所持していたか否かの記憶は曖昧であること、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録が無いことなど、申立期間当時に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年3月11日に付番されており、当該付番時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、オンライン記録によれば、各申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失記録は、9年3月11日に記録追加されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、学校に通っていた 58 年 3 月までは自身又は父が、58 年 4 月に再就職した後も、就職先の会社が平成元年 6 月に厚生年金保険適用事業所になるまでは自身が国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料を自身で納付した記憶が曖昧であり、申立人は、父親が保険料を納付してくれていたと母親から聞いたと説明しているが、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、再就職した昭和 58 年 4 月以降の保険料は自身で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 7 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、平成の年号が印字されている上記年金手帳を 1 冊所持しているが、ほかの年金手帳を所持したことはないと説明していること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しており、私の保険料を納付してくれていた母親から申立期間の保険料が還付された話は聞いたことがなく、還付に関する通知書等を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、申立人は、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 4 月 26 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料を同年 7 月 10 日にそれぞれ納付していることが確認できるが、申立人の特殊台帳の昭和 48 年度の 4 月から 9 月までの各欄には保険料納付を示す「納」の印が押され、6 月欄には被保険者資格喪失を示す「喪」の印が押され、納付月数欄には「02」と記載されているほか、特殊台帳には還付決議日、還付日もしくは還付整理簿の整理番号のいずれかが記録され、その内容は不鮮明であるものの「還付期間昭和 48 年 6 月から同年 9 月、還付金額 2,200 円」と記載されており、還付期間は厚生年金保険加入期間であること、還付額は当該期間の保険料に合致することなど、これら記載内容に不合理、不自然な点は無く、還付に係る事務処理を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 51 年 4 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 51 年 4 月まで  
② 昭和 51 年 6 月から同年 12 月まで

私は、昭和 47 年に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 47 年に会社を退職後、国民年金の加入手続をしたような気もするがよく分からないと説明しており、国民年金の加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付金額、納付場所等に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は 54 年 3 月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第 3 回特例納付（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）により納付する以外にないが、申立人は申立期間の保険料を特例納付したことはないと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 12 月まで  
私は、昭和 57 年 3 月から会社で働き始めたが、入社した会社は厚生年金保険に加入していなかったため、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する「昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」の「申告による控除分」欄には 2 万 6,120 円と記載され、申立期間当時の国民年金保険料と相違しているが、国民健康保険料額とはおおむね一致する。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 5 月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には国民年金の「はじめて被保険者となった日」は 61 年 5 月 1 日と記載されていること、平成 5 年 2 月 1 日に資格取得日等の記録整備が行われ、「56 年 11 月 24 日資格取得」、「61 年 1 月 16 日資格喪失」の記録が追加されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録整備前は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったこと、記録が追加された 5 年 2 月 1 日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、試用期間の 3 か月の間は金融機関で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び厚生年金保険被保険者資格取得による国民年金の喪失手続をした記憶は無いと説明しており、申立期間の保険料額に関する記憶は曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立期間は、基礎年金番号が付番された平成 9 年 1 月以降に記録整備に伴い国民年金加入期間とされた期間であり、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったため保険料を納付することができないほか、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月、52年5月及び53年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月  
② 昭和52年5月  
③ 昭和53年6月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の資格取得欄には、申立期間①直前に勤めていた会社を退職した後の資格取得日が当該期間直後の昭和50年11月1日と記載されており、58年11月9日に作成された年度別納付状況リストにおいても資格取得日は上記と同一日が記載されているほか、申立期間①、②及び③の期間は平成10年6月2日の記録整備に伴い、未加入期間から未納期間に記録が変更されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から同年12月30日まで  
② 昭和29年3月5日から同年7月1日まで  
③ 昭和29年10月1日から同年12月30日まで  
④ 昭和31年3月6日から同年5月6日まで  
⑤ 昭和31年10月27日から35年8月26日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月26日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する17名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9名について資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の1名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間⑤に係る上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年12月21日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から37年7月18日まで  
平成14年頃に、年金受給のため社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されないと回答をもらった。

しかし、申立期間に係る事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月18日の前後の各5年以内（昭和36年後半以降）に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する10名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名に脱退手当金の支給記録が確認でき、4名全員について資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金が支給されている1名は、「会社から退職金だと思ってもらったものは、後で厚生年金保険被保険者証を確認したところ「脱」の表示があったので、脱退手当金だったと思う。退職時に自分で手続をしていないので、会社の事務員が脱退手当金の申請手続を行ったと思う。」旨供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年10月23日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 17746 (事案 10584 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 3 日から同年 12 月 23 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 28 日から同年 3 月 28 日まで

A 社の下請である B 社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立期間の厚生年金保険料の控除等を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C 社 (後に、D 社) で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 41、42 年頃に 10 名から 20 名くらいの集団募集があり、入社した後 1 か月か 2 か月くらい勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、雇用保険の加入記録から、事業所名は確認できないが申立人が E 建設現場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、「工事現場において、班に雇用されていた従業員が、A 社の厚生年金保険に入ることは無い。」と回答していること、A 社の関連会社である F 社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、申立人は上司及び同僚の氏名を記憶しておらず厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと等の理由から、平成 22 年 7 月 14 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、勤務していたことは確かであると主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金

保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から申立人がC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業譲渡を受けているG社は、「D社の人事記録及び社会保険等の記録は引き継いでいない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社の申立期間②当時の人事担当者は、「申立人がH市から集団募集で来たのであれば、季節工で間違いない。季節工は、おおむね3か月から6か月くらいの約束で採用して、厚生年金保険と雇用保険は加入させる扱いであったが、短期間の勤務のため収入が減ることから厚生年金保険の加入を希望しない人が多かった。」と供述している。

さらに、D社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿（事業所台帳）によると、申立期間②当時、同社における被保険者期間が半年以内である従業員一人が確認できるが、同従業員は、「正社員であった。」と供述しており、31人の従業員に照会したが季節工として勤務していた従業員及びH市から集団募集で採用された従業員は同名簿から確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から24年7月1日まで  
申立期間において、A会管理下のB社に所属するC船の乗組員として、引揚者の帰還輸送に従事していたので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年11月1日から22年1月15日までの期間について、申立人はA会管理下のB社が運航するC船に乗っていたと供述しているところ、申立人と同窓同期の同僚の供述により、申立人がA会に勤務し、C船に乗っていたことは推認できる。

しかし、申立人は船員手帳を所持していないこと等から乗船期間を特定することができない。

また、申立人が一緒に乗船していたとする上記同僚について、申立期間に係る船員保険被保険者記録が確認できず、申立人が記憶している他の同僚は、申立人を記憶しているものの申立人とは異なる船に乗っていた旨供述していることから、申立人の勤務期間及び船員保険料の控除について確認することができない。

次に、申立期間のうち、昭和22年1月16日から24年7月1日までの期間について、申立人は、当初、A会管理下のB社が運航するC船に乗っていたと申し立てていたが、その後、郷里の職業訓練所への入所及び上京して就職したことなどを供述していることから、当該期間の船員保険の加入は考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 26 年 3 月 1 日であり、申立期間の一部期間には適用事業所になっていない。

また、A社は、「申立人の人事記録及び社会保険に関する書類は保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶している複数の同僚は、申立期間にA社において、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が記憶している同僚一人は、A社が適用事業所になった昭和 26 年 3 月 1 日より前に、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明と供述しており、当該期間の給与明細書等は保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 28 日から 29 年 2 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) C 工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社同工場に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 C 工場に申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 社の人事担当者は、「当時の人事記録は保存されておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

また、申立期間に A 社 C 工場に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、また、申立人から提出のあった同社の社員旅行の写真では、写真の撮影時期を特定することができず、申立人と一緒に写っている同僚等の氏名が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司より早く A 社 C 工場を退職した旨供述しているところ、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該上司は昭和 28 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで  
② 昭和 44 年 7 月から同年 10 月 11 日まで  
③ 昭和 45 年 7 月から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②及びD社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、父親が代表取締役、母親が専務、妹が事務担当であったA社に、大学卒業後の昭和 44 年 4 月から勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、申立期間①より前の昭和 43 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人の両親及び妹は既に死亡しており、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、B社における申立人の元上司の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に非正規社員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社から提出のあったB社の厚生年金保険等に係る記録台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日及び喪失日の記録と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿による申立人の資格取得日は、雇用保険の加入記録とも符合していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人と同日の昭和 44 年 10 月 11 日に資格取得している従業員が 80 人以上確認でき、これらの者の中から複数の元従業員に照会したところ、複数の者が入社日から数か月は厚生年金保険に未加入であった旨回答している。

加えて、上記従業員のうちの一人は、「自分がB社に入社した当時、同社では、労働組合がアルバイトも厚生年金保険に加入させるよう要求していた。」と供述していることから、B社では、アルバイト等の非正規社員を昭和 44 年 10 月 11 日に厚生年金保険に加入させる手続を行ったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人と同じ編集部に在籍していたとするD社の元従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は公共職業安定所か新聞広告を通じてD社に入社した旨供述しているところ、同社において当該期間に被保険者記録のある元従業員に照会したところ、申立人と同様に公募により入社した複数の従業員が、「同社では入社後数か月は試用期間であり、厚生年金保険には未加入であった。」と回答している。

さらに、D社において経理担当であったとする元従業員は、「自分は公共職業安定所を通じて採用されたので、入社後3か月間は試用期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。同社では公共職業安定所や新聞広告を通じて入社した人はすぐ辞めることがあるから、様子を見るために試用期間があると聞いたことがある。また、正社員になるまでは給与からは所得税のみが源泉徴収されていたと思う。」と供述している。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から同年3月3日まで  
A事務所（現在は、B事務所）が厚生年金保険の手続を行っていたC事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、自分が同事務所を退社した後に低く訂正されている。申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたA事務所における平成6年2月の標準報酬月額の月額変更の記録は、当初、同年2月18日付けで28万円とする月額変更の処理が行われていたが、申立人が被保険者資格を喪失した日（平成6年3月3日）より後の同年3月16日付けで、上記の処理が取り消され、遡って22万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当時の給与明細書等の資料は保管しておらず、また、B事務所も、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の給与担当者も退職していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、他の複数の従業員も申立人と同時期に月額変更処理が行われていることが確認できるが、申立人の月額変更後の標準報酬月額と他の従業員の月額変更後の標準報酬月額は、申立期間直前の標準報酬月額より同程度増額となっており、当該処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで  
A社本店に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社本店に勤務していた当時の上司の名刺を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る退職者名簿には、「昭和 17 年 4 月 1 日入行、19 年 5 月 15 日退」の記載があることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社本店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 19 年 6 月 1 日であり、当該期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、申立人はB地区の空襲が激しくなり疎開するため、昭和 20 年 3 月 31 日に退職したとしているが、申立人から提出された名刺に記載のあるA社本店の申立期間当時の上司は、既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、A社は、「上記退職者名簿に記載されている申立人の在職期間中には、事務職を対象とした厚生年金保険の制度自体が無く、当社も厚生年金保険に加入しておらず、申立人の当該期間に係る保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、厚生年金保険法の規定によると、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは、適用準備期間であり、同年 10 月 1 日から保険料の徴収が開始されていることから、当該期間の厚生年金保険料の給与からの控除は考え難い。

加えて、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち昭和 19 年 6 月 1 日以降の期間について、被保険者資格を取得している 2,944 名の従業員の中に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年6月7日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に比べて低い額になっている。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年6月7日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は、経理担当に任せていた。私は、社会保険事務には全く関与しておらず、厚生年金保険料の滞納に関しても知らない。」と供述しているが、経理担当者は、「A社は、社会保険料をほとんど払っていなかったはずだ。社長も知っていたと思う。平成7年6月に倒産したとき、厚生年金保険を脱退する手続や離職票などの書類は、社長に報告してまとめて印鑑をもらった。」と供述している。

さらに、A社の申立期間当時の従業員は、「倒産する半年くらい前に一度不渡りを出して会社が危ないといううわさが立った。倒産前の2か月か3か月は給与も払ってもらえず、B機構の立替払を利用した。」と供述していることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、申立人は標準報酬月額の減額訂正について関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 17760 (事案 3735 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違している旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たな資料として、平成 11 年及び 12 年の賃金台帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるための手続は行ったが、標準報酬月額を引下げる手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人自身が、「申立期間当時は会社の業績が悪化しており、社会保険料を滞納していた。社会保険事務所(当時)の担当者から厚生年金保険の脱退を指示され、脱退後は滞納していた保険料の請求が来なくなった。」と供述していること、滞納処分票の記録から、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認できること等の理由により、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所が遡って標準報酬月額の減額訂正を行ったとは考え難く、当該処理が有効なものでないと申立人が主張することは信義則上許されないというものであった。

これに対し、申立人は新たな資料として、平成 11 年及び 12 年の賃金台帳を提出し、再度調査を行い申立期間の標準報酬月額を減額訂正する前の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。

申立人から提出された平成 12 年の賃金台帳では、申立期間に減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社設立時から現在まで、同社

の代表取締役であることが確認できる。

また、前回の調査において、申立人は社会保険料を滞納していた旨の供述をしており、滞納処分票の記録から、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認できる。

以上のことから、申立人からの新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 59 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 6 月 30 日から 61 年 3 月まで

A社（昭和 58 年 8 月にB社に社名変更）に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が、1か月となっていることに納得ができない。一時期、保険料の滞納はあったが、最終的には小切手で全額納付したはずであるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 59 年 5 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した従業員 4 人は、同社が適用事業所となる前は、厚生年金保険料控除は無かったと回答している上、保険料控除について確認できる資料も得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 2 申立期間②については、オンライン記録により、申立人のB社における資格喪失日

は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 60 年 9 月 28 日より後の 61 年 6 月 2 日付けで、遡って 59 年 6 月 30 日と記録されたことが確認できる上、同社の他の 3 人の被保険者についても、申立人と同じ 61 年 6 月 2 日付けで、資格喪失日が 60 年 3 月 31 日と遡って記録されたことが確認できる。

しかし、B社に係る商業登記簿謄本では、申立人は昭和 58 年 2 月 28 日付けで代表取締役を重任した後、辞任の記録が確認できないことから、申立人は申立期間②の終期（61 年 3 月）まで引き続き同社の代表取締役として勤務していたと考えられる上、申立人も、同社が倒産する 61 年 3 月まで自身が代表取締役を務めていた旨供述している。

また、申立人は、B社は厚生年金保険料を滞納していた時期があったものの同社が昭和 61 年 3 月に倒産した後、他社振出しの小切手で全額保険料を納付した旨供述しているが、当該納付事実について確認できる資料は得られなかった。

さらに、申立人は、「B社が倒産した昭和 61 年 3 月以降は、私と妻と従業員一人の計 3 人で、残務整理を行っていた。」と供述している上、申立人の妻及び当該従業員も、申立人は同社の社長として会社全体の業務を管理していた旨供述していることから、申立人の資格喪失日に係る同年 6 月 2 日付けの処理について、申立人の関与が一切無かったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの資格喪失日に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月10日から37年2月20日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元従業員は、「勤務期間は分からないが、申立人は同社で勤務していた。」旨回答し、申立人が記憶する同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、元社会保険事務担当者は、「自分は申立人の記憶は無い。当時は、入社後すぐ辞めてしまう者がいたので、試用期間を一定期間設けていたと記憶している。」旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の親族は、「申立期間当時の従業員に聞いてみたが、申立人を知らないとしている。また、当時の人事記録等の資料は保管していない。」旨供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 17764 (事案 10924 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 50 年 5 月まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務した厚生年金保険の被保険者期間のうち、海外赴任していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい旨申し立てたが、記録訂正を行うことができない旨の通知を受けた。

しかし、今回新たに C 国年金保険者連合からの通知を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する給与送金書から、申立期間当時、約 40 万円に相当する給与が支給されたことは確認できるが、厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することはできないこと、同時期に D 国 (当時) の現地法人に海外赴任していた申立人の元上司は、「給与は日本の本社からの送金ではなく、現地法人より支払われており、社会保険料、税金等は現地法人が D 国の関係当局に支払っていた。」とし、「海外赴任前に A 社から、日本での厚生年金保険を継続できるよう対応すると聞いたことがあるが、どのような取扱いをしていたかは不明である。」旨供述していること、及び同社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、2 年以上も昇給していないことを考えても明らかに記録ミスであり、また、オンライン記録にある 8 万円の報酬を日本において受領していないとし、今回新たな資料として C 国年金保険者連合の通知を提出するので、当時の給与 40 万円に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと再申立てを行っている。

申立人が提出した C 国年金保険者連合の通知によると、「C 国において申立人の年金

保険料は支払われていない。」旨記載されていることは確認できるが、当該通知によって、申立人の給与から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、「2年以上も昇給していないことを考えても明らかに記録ミスである。」旨申し立てているが、A社の申立人の上司に係る厚生年金保険被保険者原票によると、当該上司がD国に赴任していた期間を含む昭和46年11月から53年7月までの6年9か月に及ぶ期間の標準報酬月額は一定であり、帰国後の同年8月に大幅に増額改定されていること、さらに、同社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額に記載内容の不備等が無いことから、申立人の主張する記録ミスがあったとは言い難い。

加えて、申立人は、「オンライン記録にある8万円に相当する給与を日本において受領していない。」旨申し立てているが、B社は当時の賃金台帳等の資料は保管していないとしていることから、A社における海外赴任者に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から51年7月13日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与に比べ低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も、保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、A社における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び従業員6人の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は必ずしも低額でないことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記録に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月26日から34年4月1日まで  
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には建設現場の監督者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B県は、申立人の採用年月日は不明であるが、準職員名簿に申立人が昭和34年11月9日付けでA事業所を退職した旨の記録があったとしていること、また、申立人の申立期間当時の記憶は当時の事実関係と符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B県では、A事業所に雇用された者の厚生年金保険の取扱いについては、当時の資料が無いことから、確認できないとしている。

さらに、申立人が自身よりも前からA事業所に勤務していたとする二人の元同僚は、いずれもC事業所において、申立人と同日の昭和34年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、いずれの同僚もA事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

加えて、元同僚二人のうち一人は、連絡先が不明であることから、この者からA事業所における厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができず、他の一人は、自身は同事業所に勤務していたと供述しているが、同事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から28年8月30日まで  
② 昭和32年6月2日から33年12月30日まで  
③ 昭和45年から47年まで

A社B支店に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支店は、「当社の社員であれば、本社で確認できるが、申立人の名前が見付からないことから、当社の社員としての採用ではなかったと思われる。」と回答しているため、同社から、申立人の勤務について確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社B支店における2名の同僚は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には加入記録が無いいため、当該同僚から、申立人の勤務について確認することができない。

さらに、A社B支店の従業員は、「申立人は社員ではなかったはずである。社員なら覚えている。」と回答しており、従業員から、申立人の勤務について確認することができない。

2 申立期間②について、C社における3名の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「申立人の在籍を確認できなかった。当社の厚生年金保険の加入は社員のみである。」と回答しているため、同社から、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

また、C社における上記3名の従業員のうち1名は、「申立人は、外部から来た指

導者であり、同社の社員ではなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和 32 年 4 月中旬頃、C 社の事業主の代理人から、同社の仕事を手伝ってほしいとの要請を受けたため、3 名を連れて同社で勤務することになった。」と述べているところ、当該代理人は既に死亡しているため、当該代理人から、申立人の立場等について確認することができない。

加えて、申立人が C 社で一緒に勤務したとする上記同僚 3 名は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間②には同社において、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

- 3 申立期間③について、D 社は、「申立人は、下請会社の専務であり、当社の社員ではなかった。当社の社員以外の者から厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答しているため、同社から、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D 社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいないため、同社の従業員から、申立人の勤務を確認することができない。

さらに、D 社の従業員は、「同社の社員は 10 名弱であったが、下請会社の人が多数勤務していた。」と回答している。

- 4 以上のほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 13 日から同年 12 月 1 日まで

A省B局（現在は、C省D局）E事務所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A省B局長発行の常勤的非常勤職員勤務実態調査表のとおり、同事務所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C省D局保管の勤務記録カード及び継続期間証明書並びに申立人保管の常勤的非常勤職員勤務実態調査表により、申立人は申立期間においてA省B局E事務所に勤務していたことが確認できる。

しかし、C省D局は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険については、「事実を確認できる資料が現存しないため、被保険者資格の取得・喪失の届出及び保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A省B局E事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる従業員8人及び同僚一人の採用時期と厚生年金保険の資格取得時期について、C省D局に確認したところ、採用年月日が判明した3人のうち一人は採用と同時に資格取得しているが、ほかの二人は採用から数日後及び1年4か月後に資格取得していることから、同事務所においては、全員を採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は3人の同僚を記憶していたが、そのうちの一人は、「自身は採用後直ちに厚生年金保険に加入したが、ほかの人もそうであったかは知らない。希望したのか強制的であったのかは記憶に無い。」と供述しており、ほかの姓のみを記憶していた二人については、上記被保険者名簿で同姓の者を確認することができないことから、こ

これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

加えて、申立人は、給与明細書がどのようなものであったか覚えていないし、当時はもらったものをそのまま母親に渡していたので給与明細書を見た記憶も無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで  
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の決算報告書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立人のA社における平成 14 年 1 月から 15 年 4 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、同年 5 月 16 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人から提出されたA社の会計帳簿によると、同社は平成 14 年 9 月 17 日を最後に、その後、社会保険料を納付していないことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、上記減額訂正時に、申立人はA社の事業主であり、唯一の被保険者であるところ、申立人も社会保険の手続きは自身でやっていたとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 10 年 7 月 31 日まで在籍しており、平成 10 年 7 月分給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立人の退職日が平成 10 年 6 月 30 日と記載されている労働者名簿を提出し、申立人は申立期間にA社に勤務していなかったと回答している。

また、雇用保険の記録では、申立人の離職日は平成 10 年 6 月 30 日となっており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

さらに、B社から提出された早期退職希望者を募集した社長通達によると、募集条件の退職日は平成 10 年 6 月 30 日となっているところ、同社の取締役で申立期間当時の人事担当の課長は、申立人は早期退職に応募し、同年 6 月 30 日に退職したと供述している。

加えて、A社に係るオンライン記録により、申立期間当時に被保険者記録がある 10 人に照会したところ、回答があった一人は、上記社長通達を提出し、申立人は、平成 10 年 6 月 30 日に同社を退職したと回答している。

また、B社は、保険料控除は翌月控除と回答しているところ、申立人から提出された平成 10 年 7 月分給与明細書によると、厚生年金保険料と厚生年金基金掛金の控除額は申立期間当時の申立人の標準報酬月額に基づく額の 1 か月分に相当することから、同年 6 月の保険料であり、同年 7 月の保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 5 月 2 日まで  
A 事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料から厚生年金保険料が引かれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司の名前が A 事業所を経営する B 社に係る商業登記簿謄本で確認できること及び申立人が当時の業務内容等を詳細に記憶していることから、申立人が期間は特定できないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 社の代表取締役及び取締役は、同社は今まで厚生年金保険の適用事業所となったことが無いと回答している。

さらに、申立人は、B 社における同僚の氏名を上記の上司以外に記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から13年11月1日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間は、100万円以上の給料をもらっていたはずなのに標準報酬月額が低くなっていた。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年8月から12年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における9年8月から12年7月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年8月3日付けで、15万円に遡って減額訂正が行われていることが確認できる。

また、平成12年10月から13年9月までの期間については、上記遡及訂正処理が行われた直後の12年8月9日付けで、同年10月の定時決定が15万円と記録されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、滞納処分票では、A社は、当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から申立人に対して滞納保険料の納入を促していたことが記録されている。

さらに、申立人は、社会保険事務所に出向いた際に、「関係資料数枚に代表者印を押した。申立期間当時の社会保険の手続は、全て自分が担当していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成13年10月については、同年10月の定時決定で、申立

人の標準報酬月額が15万円と記録されているところ、事業主である申立人自らが通常標準報酬月額算定基礎届を届け出ており、当該処理に上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は無い。

また、申立期間に係る賃金台帳等について、事業主は保管しておらず、申立人も保険料控除を確認できる資料を持っていないため、申立期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、前述のとおり、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であったことが確認でき、社会保険関係の事務に係る権限を有していたことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨が規定されている。

そのため、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人はA社の代表取締役として、自身の給与計算や社会保険の届出事務を行い、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、申立人の当該月については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年1月1日から8年5月31日まで  
②平成8年6月12日から12年3月31日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の引下げと資格喪失は、社会保険事務所（当時）の言うとおりに行ったものである。同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書並びに平成5年度、6年度及び7年度決算報告書を提出するので、標準報酬月額を当初届出の額に訂正するとともに、資格喪失させられ未加入となっている期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成5年1月1日から6年10月31日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、5年1月から同年3月までは53万円、同年4月から6年7月までは50万円、同年8月及び同年9月は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）の後の同年11月1日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認でき、また、当該減額訂正処理日に、申立人の被保険者資格喪失日は同年10月31日として記録処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は会社成立時から代表取締役に就任し、当該期間並びに減額訂正及び資格喪失の処理日においても代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身が社会保険関係の手続や届出を行っており、当該期間において社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所の職員が準備してきた標準報

酬月額引下げと資格喪失に係る書類に押印したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正及び資格喪失処理に関与しながら、当該減額訂正及び資格喪失処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間①のうち、平成6年10月31日から8年5月31日までの期間について、上記のとおり、A社は6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該処理日は同年11月1日であり、遡及訂正された形跡等はないことから、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、「A社が適用事業所でなくなった後も、同社の代表取締役として勤務したものの、給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、A社の代表取締役として、自身の給与計算や社会保険の届出事務を行い、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間②のうち、平成8年6月12日から11年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における8年6月から11年7月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同年8月17日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正が行われていることが確認できる。また、申立人の被保険者資格喪失日は同年9月1日として、当該減額訂正処理日の15日後の同年9月1日に記録処理が行われており、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日も同日であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は当該期間及び上記処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る平成9年度から11年度までの滞納処分票では、保険料の滞納が9年10月から始まり、社会保険事務所では申立人に対応を促しており、同社の窓口は申立人であることが記録されている。

さらに、申立人は、自身が社会保険関係の事務や届出を行っており、当該期間において社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所の職員が準備してきた標準報酬月額引下げと資格喪失に係る書類に押印したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、当該標準報酬月額の減額訂正及び資格喪失処理に関与しながら、自らの標準報酬月額に係る記録訂正及び資格喪失処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間②のうち、平成11年9月1日から12年3月31日までの期間について、上記のとおり、A社は11年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該処理日は同年9月1日であり、遡及訂正された形跡等はないことから、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、「A社が適用事業所でなくなった後も、同社の代表取締役として勤務したものの、給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」としている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 26 日から 18 年 5 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間に勤務したのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の元従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時は、入社後3か月の試用期間を設けており、実際には上司の申請により数か月経過後に厚生年金保険の取得手続を行っており、その間の厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」旨供述している上、上記の元従業員らも「入社当初は試用期間があり、当該期間中における保険料控除は無かった。」旨回答していることから、同社においては、入社後一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人のA社における健康保険組合の加入記録は、同社における厚生年金保険の被保険者記録と一致する上、申立期間において申立人は当時住民票があった自治体において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月21日から33年12月21日まで  
A社B工場に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和31年3月にA社B工場に入社し、33年12月まで正社員として継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社では、当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立人が記憶していたA社B工場の上司及び同僚は、死亡又は連絡先が不明のため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた21人のうち3人は、申立人を明確に記憶しているものの、申立人と同期入社だったとする一人は、申立人の勤務期間は1年半から2年くらいであり、2年もたわずに退職した旨供述しており、また、申立人と同じ部署だったとする残りの2人は、「申立人が昭和32年12月に上司に退職の挨拶をしていたのを見た。」、「昭和33年の新年式（新年の挨拶）の際には会社を辞めていたと思う。」とそれぞれ供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年4月1日まで

A所の嘱託職員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。3年間の勤務期間のうち申立期間である2年間についてのみ保険料の控除が中止されることは考えられない。事業主作成の在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在職証明書により、申立人が、申立期間においてA所に嘱託職員として継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記雇用保険の加入記録では、申立人は平成3年4月1日から4年3月31日までは一般被保険者、同年4月1日から6年3月31日までは短時間労働被保険者と記録されており、4年4月1日以降、雇用保険の種別変更があったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA所における厚生年金保険の資格喪失日は、平成4年4月1日と記録されており、資格喪失処理日及び健康保険証の回収日は同年4月7日と記録されていることから、厚生年金保険の資格喪失届の提出と同時に健康保険証が回収されたことが推認できる。

さらに、オンライン記録の「被保険者資格記録照会回答票（基本記録）」では、任継資格取得欄に「有」と表示があることから、申立人は申立期間において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、A所の人事担当者は、当時の嘱託職員に係る社会保険関係の資料を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないが、同所を定年退職した後、臨時嘱託職員となった者の厚生年金保険への切替え手続は、同所の職員課が担当しており、届出等は正しく行われていたと思う旨供述し

ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月9日から同年12月20日まで  
② 昭和22年1月25日から28年5月20日まで  
③ 昭和28年6月21日から29年10月1日まで

年金をもらう年齢になり、社会保険事務所（当時）に行ったときに脱退手当金の支給記録があることを知った。そのときは、もらった記憶は無いが、国の記録が正しいのだと思った。しかし、昨年のはがきを送付されてきたので、よく調査して、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日（昭和29年10月1日）の前後2年以内に資格喪失した従業員のうち、脱退手当金の受給資格を有する16名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち、8名は資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、また、これら8名のうちの1名が「脱退手当金は、自分の意思で受給を決めたが、手続は会社が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金については、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年12月8日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月17日から42年3月21日まで  
② 昭和43年4月26日から43年12月26日まで

60歳になった頃、厚生年金の受給手続のため社会保険事務所（当時）に行った際、持参した厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を受け取ったことを示す「脱」の表示があることから、A社及びB社に勤務していた申立期間については、厚生年金を受け取ることができないと聞いた。しかし、私には脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと認められる。

また、申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年3月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から38年8月1日まで  
60歳になって年金の受給手続をした際に、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職するときには脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続はしていないし、退職金すら受け取っていない。私は事業主の身内だったので、勝手に手続をされてしまったのではないか。よく調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年8月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する4名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名全員について脱退手当金の支給決定がなされている上、受給者の一人である実妹は、同社を退職後、申立人の実父である事業主から脱退手当金の支給金額を上回る金額を受領した記憶が有ると供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、A社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで

A病院（現在は、B病院）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前の病院を昭和 53 年の年末に退職し、年始はお休みで、54 年 1 月 10 日頃からA病院に勤務したと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入期間が昭和 54 年 1 月 10 日から同年 3 月 30 日までと記録されていること、A病院に関する書類を管理しているC法人から提出された人事記録に、同年 1 月 10 日採用、同年 3 月 30 日に退職の後、同年 4 月 1 日付けで再度採用と記録されていることから、申立人は、申立期間の一部において同病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C法人は、「D市がE省からA病院の移譲を受けた際に同病院に関する書類を移管されたが、在籍状況に関する書類のみであったため、厚生年金保険の加入状況等については分からない。」旨供述している。

また、申立人は、従業員への調査を希望していないことから、申立期間当時の従業員の厚生年金保険への加入状況等を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人の雇用保険の資格取得日及び資格喪失日を調査したところ、そのうちの一人について、取得日は申立人と同時期の同年 1 月 17 日、喪失日は申立人と同日の同年 3 月 30 日と記録されており、A病院では、厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時に行われていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 2 日から 19 年 9 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与よりも低い月額で記録されている。  
一部期間の給与明細票等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 16 年 3 月から同年 6 月まで、同年 8 月から同年 12 月まで及び 17 年 10 月については、申立人から提出のあった給与明細票により、報酬月額に見合う標準報酬月額 (44 万円から 50 万円) はオンライン記録の標準報酬月額 (20 万円) よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額 (20 万円) は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、平成 19 年 1 月から同年 8 月までについては、A社から提出された同年分の所得税源泉徴収簿及び賃金台帳により、報酬月額に見合う標準報酬月額 (44 万円から 56 万円) はオンライン記録の標準報酬月額 (20 万円) より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額 (20 万円) は、オンライン記録の標準報酬月額に一致している。

さらに、申立期間のうち、平成 16 年 7 月、17 年 1 月から同年 9 月まで及び同年 11

月から 18 年 12 月までについては、申立人から給与明細票の提出がないものの、A社から提出された 16 年分から 18 年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から11年3月14日まで  
A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によりA社の事業主であることが確認でき、商業登記簿謄本により申立期間当時、同社の代表取締役であることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、平成9年4月の随時改定において、50万円から26万円に減額され、その処理日が、同年8月11日と記録されているが、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間に標準報酬月額の定時決定が2回記録されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）が、いずれの機会においてもA社からの届出と異なる標準報酬月額を決定し記録したとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険関係事務については、B税理士事務所に任せていたとしているが、「届出書類は自分で確認し押印していた。」旨供述している。

なお、B税理士事務所は、A社の社会保険の算定届出関係の資料作成を頼まれ担当していたが、平成13年以前の届出や賃金台帳等の書類を保存していないため、申立人の申立期間の届出内容について不明としているところ、申立人に係る9年4月の随時改定の処理日が、同年8月11日と記録されている理由については、「当時、経営上の理由で申立人が自身の報酬月額を減額したと記憶しているが、同年8月の標準報酬月額算定

の時期にその届出漏れに気付いたため、同年8月11日に届け出たものと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から33年8月1日まで  
A会B支部（現在は、C機構）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同会同支部に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C機構が提出した申立人に係る勤務記録によると、申立人が申立期間にA会B支部に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A会B支部は昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C機構にA会B支部が適用事業所となる前の従業員の厚生年金保険の加入状況及び申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について照会したところ、同機構は、「当時の資料が無く不明である。」旨供述している。

さらに、A会B支部が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員4人のうち、連絡先を確認できた従業員一人に同支部において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料について照会したが、資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月21日から同年4月1日まで  
② 平成2年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には月末まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元代表者は、「当該期間当時の人事関係書類は残っておらず、申立人の記憶も無く、申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていたかは不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、「申立人を覚えているが、当該期間に在籍勤務していたかまでは覚えていない。退職日の取扱いについては、本人の申し出た日付で処理していたと思う。」旨供述している上、元上司は、「当時の厚生年金保険事務担当者は故人となっており、申立人に係る保険料の控除については分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において保険料控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の申立人に係る加入記録はオンライン記録と一致しており、健康保険組合において健康保険証が回収されたのは平成元年3月29日であることが確認できる。

申立期間②については、B社の元従業員は、「申立人のことはよく覚えているが、当該期間の月末まで在籍勤務していたかは覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、B社の元代表者及び同事業所の厚生年金保険事務を受託していたとされる税理士は所在不明であり、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等を確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月14日から34年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社から異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年9月14日にA社である関連会社のC社から、A社の経営するD事業所に異動し、申立期間も同社の経営する同事業所及びE事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

また、申立人から提出のあった写真及びA社における上司、同僚等の供述により、申立人が申立期間にD事業所及びE事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等については不明であると回答している。

また、D事業所及びE事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、これらの事業所の従業員は、A社F支店において被保険者資格を取得しており、同社同支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員16人に照会したところ、10人から回答があった。そのうち、一人は、昭和29年4月16日に被保険者資格を取得しているが、同人は28年3月末に入社しており、最初にD事業所に勤務する際、当時の支店長から「旅館・サービス業は入退社が激しいので、厚生年金保険の加入は不可である。」と説明され、厚生年金保険の加入は遅れていた旨を回答している。

さらに、昭和32年4月にA社に入社し、E事業所に配属された旨供述しているもう一人の同僚も、同年11月2日まで被保険者となっていないことから、事業主は、入社

後、すぐに厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月31日から26年8月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和24年8月1日から26年7月31日までの2年間勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた同僚二人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはいえる。

しかし、B社は、既に当時の資料が無いことから、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除状況について確認することができない旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間前後に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員のうち、上記同僚を含む従業員5人は、いずれも厚生年金保険料の控除状況を記憶していない上、当時の厚生年金保険の事務担当者との連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、社会保険事務所(当時)において資格記録が遡及して訂正された痕跡は認められない。

なお、申立人から提出された申立期間当時の写真については、申立人がA社に勤務していたことはいえるものの、撮影場所及び撮影日時が分からないことから、この写真からは、申立期間当時に同社に勤務していたかどうかは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日まで  
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者は、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日にA社へ入社し、同月中にチェーン展開のためにフランチャイズ店であるC社に転籍したことから、転籍後の厚生年金保険の取扱いについては分からない旨供述している。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人は、C社において、昭和 50 年 4 月 26 日から 51 年 11 月 20 日まで勤務していたことが確認できる。

また、商業登記簿によると、C社は昭和 50 年 4 月 26 日に法人会社として設立されていることが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用日事業所となった日は昭和 50 年 12 月 2 日であり、申立期間には適用事業所となっていない。

さらに、C社の代表者、その代表者の妻、事務担当の女性及び申立人は、同社が適用日事業所となった昭和 50 年 12 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、事務担当の女性の供述によれば、「その経過については、よく分からない。自分も同年 12 月から被保険者になっている。」としている。なお、当該事務担当の女性について、オンライン記録により、昭和 49 年 9 月から昭和 50 年 11 月までの国民年金保険料の納付記録が確認できる。

加えて、C社の当時の代表者は、「給与関係は、親会社であるA社の代表者と会計事務所に任せていた。」と供述している。このことについて、親会社であるB社に照会をしたが、回答は得られない。また、当該会計事務所の所長は、当時の資料は既に無いため、保険料控除については分からない旨供述している。

また、事業所別被保険者名簿によると、C社の代表者は、昭和 50 年 4 月 26 日にA

社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において同年12月2日に資格を取得しており、また、A社の別のフランチャイズ店であるD社の代表者においても、同年5月16日にA社における資格を喪失し、D社が適用事業所となった同年11月8日に同社において被保険者となっていることから、各フランチャイズ店の責任者は、いずれも親会社であるA社で、厚生年金保険の資格を喪失し、その後に、転籍先事業所が適用事業所となった日において、資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から36年2月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、友人に誘われ、昭和32年9月に入社したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における当時の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和43年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る資料が入手できず、当時の事業主は居所不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社における当時の上司及び同僚については、上司は既に死亡しており、同僚は申立人を記憶しているが、申立期間における勤務実態及び保険料控除についての供述が得られないことから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。なお、申立人を同社に紹介した友人について、申立人は名字のみ記憶しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿に、友人と同じ名字の被保険者は見当たらない。

さらに、申立人と入社が同時期であったとする上記同僚について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人と同僚の厚生年金保険の資格取得日は、昭和36年2月1日と記載されていることが確認でき、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立人と同僚の厚生年金保険の資格取得日と同日である上、同名簿に記載された厚生年金保険の加入記録に訂正等の不自然な点は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所別被保険

者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 27 人のうち、住所が判明し、連絡が取れる 12 人に対し、入社時期と厚生年金保険加入時期の相違等について照会したところ、9 人から回答があり、そのうち 4 人は、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険加入時期が相違していることが確認できるが、いずれも厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年頃から32年頃まで

A社B製造所に臨時工として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年頃から32年頃までA社B製造所に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、「昭和20年から昭和36年7月までの当社B製造所に係る人事関係資料は、水害のため保存されておらず、申立人の勤務の状態については確認することができない。」と回答しており、同社から、同製造所における申立人の申立期間における勤務や厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は、A社B製造所における同僚について姓しか記憶していないことから、当該同僚を特定できず、これらの者から、申立人の勤務状況等を確認することができないため、同製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において被保険者記録のある複数の元従業員に照会したところ、いずれも「自分は正社員であったが、申立人を記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人は、「臨時工として勤務した。」としているところ、A社の人事担当者は、臨時工の厚生年金保険の取扱いについて、「申立期間当時のB製造所の資料は無いが、厚生年金保険については、同時期、当社の他の事業所では、臨時工は加入させていなかったことが確認できることから、同製造所においても加入させていなかったと思われる。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 24 日から 42 年 4 月 29 日まで  
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から送られてきた「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。  
しかし、私は脱退手当金を受け取っておらず、当時、事業所や社会保険事務所（当時）から脱退手当金の支給に関する連絡は受けていないので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録により、申立期間に係る脱退手当金が昭和 42 年 6 月 16 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を有する 6 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「退職時に総務課長から「脱退金です。」と言われて現金を受け取ったが、それが厚生年金保険の脱退手当金である旨の説明を聞いた記憶があるので、事業所が代理請求したのだと思う。」と供述していることを踏まえると、同社では代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理して行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か半月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 7 日から 37 年 8 月 1 日まで  
平成 22 年 9 月頃に、日本年金機構から送付されたはがきを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。  
しかし、申立期間後に勤務した事業所の期間については、脱退手当金を受け取った記憶があるが、申立期間に勤務した事業所の期間は請求した覚えが無いので、申立期間について、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、A社に勤務した申立期間及び同社の後に勤務したB社の被保険者期間を対象として昭和 41 年 3 月 30 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、同社に勤務した期間については脱退手当金を受給したが、A社に勤務した申立期間については脱退手当金を受給した覚えは無いと主張している。

しかし、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、B社の被保険者期間の後の昭和 41 年 3 月 30 日支給決定の記録のみであり、また、当該脱退手当金は、申立人が受給を認めている同社の被保険者期間に、申立期間を加えた期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、加えて、申立人に係る同社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていることなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間を含めた脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から37年7月26日まで  
年金受給裁定時に、受給額が少なかったので問い合わせたところ、脱退手当金を受給しているとの回答で終わった。今回、確認はがきが来たので申し立てることにした。A社での厚生年金保険の加入期間を脱退手当金として受給した記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金が昭和37年8月23日に支給決定されていることが確認できることから、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年7月の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格のある女性12名の支給記録を調査したところ、9名について支給記録が確認でき、申立人を含め同社でしか被保険者期間が無い6名がいずれも1か月以内に支給決定されていることから、同社による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定日は申立期間に係る資格喪失日（昭和37年7月26日）から約1か月後の昭和37年8月23日となっているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 17822 (事案 6288 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 5 日から同年 6 月 5 日まで  
② 昭和 21 年 3 月から 23 年 10 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、記録訂正は必要でないとの通知を受けた。しかし、勤務していたことは確かであり、同委員会の判断に納得できないため、再度調査して両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人から提出された国民労務手帳及び履歴書の記載から、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるものの、同社の申立期間当時の複数の従業員及び現在の経理担当者は、同社には試用期間があった可能性があるとして供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記従業員が入社したとする日から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに、6か月から19か月の期間を要していることから、同社は、従業員を入社させてから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえること、また、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料や情報は無いが、当委員会の決定に納得できないとして、再申立てを行っている。

今回、新たに調査したところ、申立期間①について、申立人と同じく、C校を昭和20年3月に卒業し、同年4月からA社に入社したとする2名の元従業員は、上記被保険者名簿によると、同年10月16日に被保険者資格を取得しており、当該期間には被保険者となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿には、被保険者番号の欠番は無く、不自然さは見当たらない。  
申立期間②については、上記2名の元従業員の中の1名は、昭和 21 年2月にA社を退社し、22 年4月に再入社したとしているところ、上記被保険者名簿によると、被保険者資格の再取得日は、23 年3月1日となっていることが確認できる。

以上のことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から同年5月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は昭和61年3月2日に同社の代表取締役役に就任していることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年5月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の社会保険手続をしていたB監査法人が同社の社員に宛てた文書によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日について、昭和61年5月1日又は同年6月1日になる旨の記載がある。

さらに、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び昭和61年分給与所得の源泉徴収票から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない個人事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年4月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の親族は、申立人がA事業所の創業者であり、個人事業主であったと供述しており、また、申立人の子から提出された「被相続人および相続人の経歴書」によると、申立人が昭和26年5月1日に同事業所を創業し、51年1月12日に同事業所を法人組織に改組してB社の代表取締役役に就任したとの記載が確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社の設立は昭和51年1月12日となっており、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同日付けで同事業所からB社に名称変更され、申立人が同社において同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法上、被保険者とは適用事業所に使用される者であり、個人事業主は被保険者となることができないとされている。

したがって、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない個人事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から41年8月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で上司であったとする元営業課長の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元取締役は、同社は営業職社員については原則6か月の試用期間を設け、その期間は営業成績によって長くなることもあり、試用期間は厚生年金保険の被保険者とはしていなかったと供述している。

また、当時、申立人の上司であった上記元営業課長及び他の営業課長は、当時は営業職社員の定着が悪く、営業職社員は一部の営業成績が優秀な者を除き厚生年金保険の被保険者ではなかったと思うと供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が同僚として名前を挙げた2名のうちの1名は被保険者となっておらず、また、上記元営業課長が、部下の営業職社員として名前を挙げた2名も被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、A社は、既に解散しており、当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 57 年 1 月 25 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫の転勤に伴い、同社C支社から同社D支社に異動した。C支社と同様に、継続してD支社においても厚生年金保険に加入していると思っていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について、資料が無いため不明である旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の上司、同僚及び社会保険事務担当者等の氏名を記憶しておらず、申立期間当時の勤務状況を確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人が同社D支社へ異動したとする時期の前後に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、3人から同社同支社に勤務していたと回答を得たが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社D支社における加入記録は確認できない上、昭和53年7月31日に同社を離職し、同年8月1日に離職票が交付されていることが確認できることから、同社C支社から同社D支社へ社内異動により勤務を継続したとする申立人の主張を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。